

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和7年10月17日
磯子警察署 生活安全課

暫定値		令和7年9月末現在																		
町名	刑法犯 認知件数	全 刑法 犯	凶 悪 犯	粗 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ 詐 欺	キ ャ ッ シ ュ カ ー ド 詐 欺	窃 盗 犯	空 き 巢	ひ つ た く り	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	部 品 ね ら い	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	ロ マ ン ス 投 資 詐 欺	そ の 他	そ の 他
区内全域	令和7年	519	4	26	38	33	5	347	7		23	121	14	25	65	92	34	5	29	70
	令和6年	440	4	34	27	23	4	271	4		15	88	18	12	43	91	29		29	75
	増 減	79		-8	11	10	1	76	3		8	33	-4	13	22	1	5	5		-5
磯子	令和7年	66	3		3	3		39				12	2	4	10	11	7		7	14
	令和6年	54	1	5	7	5	2	30			3	12		1	7	7	5		5	6
	増 減	12		-5	-4	-2	-2	9			-3		2	3	3	4	2		2	8
磯子台	令和7年	1						1				1								
	令和6年	6		1	1	1		3			1					2	1		1	
	増 減	-5		-1	-1	-1		-2								-2	-1		-1	
鳳町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増 減	0																		
岡村	令和7年	36		2	7	7		23	1		1	4	2	3	3	9	2	1	1	2
	令和6年	37		1	1	1		29	1		4	7	5		3	9	2		2	4
	増 減	-1		1	6	6		-6			-3	-3	-3	3				1	-1	-2
上町	令和7年	2						2				1		1						
	令和6年	2	1					1			1									
	増 減	0	-1					1			-1	1		1						
上中里町	令和7年	19		1				15			6	4		3		2				3
	令和6年	6						3			1		1			1				3
	増 減	13		1				12			5	4	-1	3		1				
栗木	令和7年	9			2	1	1	5				5								2
	令和6年	3						3					1			2				
	増 減	6			2	1	1	2				5	-1			-2				2
坂下町	令和7年	4			1	1		3				1		1		1				
	令和6年	2						2				1				1				
	増 減	2			1	1		1						1						
汐見台	令和7年	12		1	2	2		8					1	2		5	1		1	
	令和6年	10			1	1		6						1		5	1		1	2
	増 減	2		1	1	1		2					1	1						-2
下町	令和7年	2						2				2								
	令和6年	3						3					1			2				
	増 減	-1						-1				2	-1			-2				
新磯子町	令和7年	3						2				1				1				1
	令和6年	4	1	1																2
	増 減	-1	-1	-1				2				1				1				-1
新杉田町	令和7年	13		1				10				7		1		2				2
	令和6年	13		3				8				4			1	3				2
	増 減	0		-2				2				3		1	-1	-1				
新中原町	令和7年	1															1		1	
	令和6年	0																	1	
	増 減	1															1			
新森町	令和7年	1																		1
	令和6年	0																		
	増 減	1																		1
杉田	令和7年	74		6	3	3		52	1		3	13	1	1	23	10	3		3	10
	令和6年	69		8	6	5	1	33				8	1	1	10	13	5		5	17
	増 減	5		-2	-3	-2	-1	19	1		3	5			13	-3	-2		-2	-7

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

令和7年9月末現在

暫定値																				
町 名	刑法犯 認知件数	全 刑法 犯	凶 悪 犯	粗 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ 詐 欺	キ ャ ッ シ ュ カ ー ド 詐 欺	窃 盗 犯	空 き 巢	ひ つ た く り	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	部 品 ね ら い	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	ロ ッ ケ ッ ト 投 資 詐 欺	そ の 他	そ の 他
杉田坪呑	令和7年	5						5				3				2				
	令和6年	0																		
	増 減	5						5				3				2				
滝頭	令和7年	22			1	1		15	1		3	2	3	1	1	4	2		2	4
	令和6年	15		2				10			1	3	3			3				3
	増 減	7		-2	1	1		5	1		2	-1		1	1	1	2		2	1
田中	令和7年	6			2	2		3					1	2			1	1		
	令和6年	4			1	1		3			1	2								
	増 減	2			1	1					-1	-2	1	2			1	1		
中浜町	令和7年	6						5	2			3					1		1	
	令和6年	2						2				2								
	増 減	4						3	2			1					1		1	
中原	令和7年	19		2	1		1	10				4				6	3	1	2	3
	令和6年	23		1	2	2		13			1	4	2		2	4	2		2	5
	増 減	-4		1	-1	-2	1	-3			-1		-2		-2	2	1	1		-2
西町	令和7年	9		2				6				5				1	1		1	
	令和6年	8		1				7				4	1			2				
	増 減	1		1				-1				1	-1			-1	1		1	
原町	令和7年	4			1	1		2			1					1				1
	令和6年	3		2				1								1				
	増 減	1		-2	1	1		1			1									1
馬場町	令和7年	3		1				2				1				1				
	令和6年	2						1				1								1
	増 減	1		1				1								1				-1
東町	令和7年	34		1				26				13	1	1	10	1	2		2	5
	令和6年	16		2				11				9			1	1	1		1	2
	増 減	18		-1				15				4	1	1	9		1		1	3
久木町	令和7年	7						6				4			1	1				1
	令和6年	9	1	2				3					1			2	1		1	2
	増 減	-2	-1	-2				3				4	-1		1	-1	-1		-1	-1
氷取沢町	令和7年	7						6			3	1				2				1
	令和6年	3						3	1					2						
	増 減	4						3	-1		3	1		-2		2				1
広地町	令和7年	1						1								1				
	令和6年	5						1				1					1		1	3
	増 減	-4										-1				1	-1		-1	-3
丸山	令和7年	14	1	1	1	1		10			1	2	2	1	2	2				1
	令和6年	24		1	2	1	1	18			2	8		3		5	3		3	
	増 減	-10	1		-1		-1	-8			-1	-6	2	-2	2	-3	-3		-3	1
峰町	令和7年	2						1								1				1
	令和6年	2						2								2				
	増 減	0						-1								-1				1
森	令和7年	53		5	3	3		28			1	5	1	1	6	14	7	2	5	10
	令和6年	59		2	2	2		42	1		1	11		1	10	18	2		2	11
	増 減	-6		3	1	1		-14	-1			-6	1		-4	-4	5	2	3	-1
森が丘	令和7年	6			1	1		4	1					1		2				1
	令和6年	1																		1
	増 減	5			1	1		4	1					1		2				
洋光台	令和7年	78		3	10	7	3	55	1		4	27		2	9	12	3		3	7
	令和6年	55		2	4	4		33	1			10	2	3	9	8	5		5	11
	増 減	23		1	6	3	3	22			4	17	-2	-1		4	-2		-2	-4

磯子警察署管内の人身交通事故発生状況



令和7年 10月号



1 発生件数

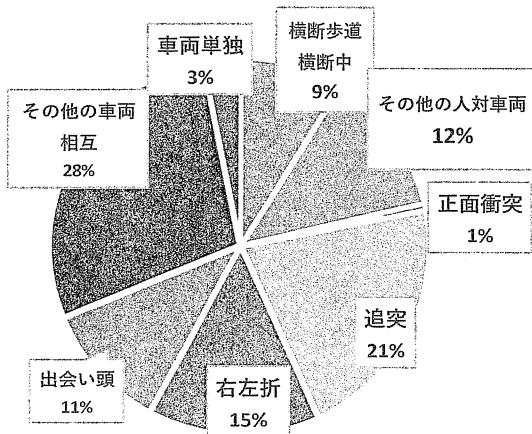
	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	192	3	209
前年累計	159	0	180
前年比	+33	+3	+29

*令和7年 9月末現在

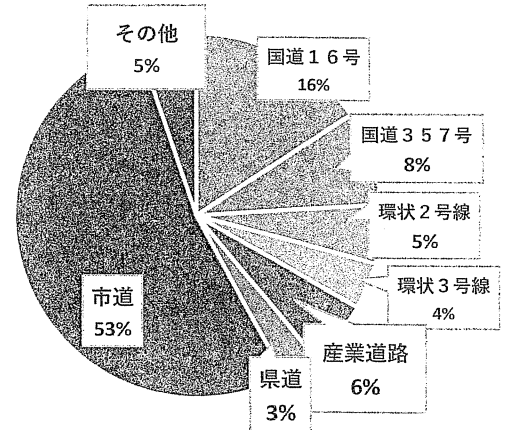


神奈川県内の交通死亡事故件数が全国ワースト2位となっています。磯子警察署管内については9月中の人身交通事故の発生は、前年比プラスとなっており、交通事故が増えている状況です。今一度交通ルールを確認し、交通事故防止に努めましょう。

2 類型別発生件数



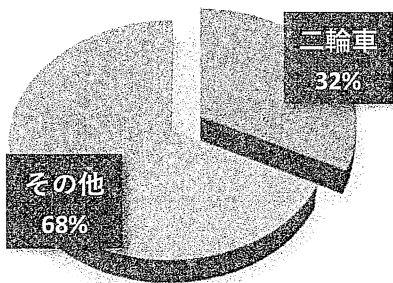
3 路線別発生件数



車間距離を保って走行し、自転車や人との事故に注意しましょう。

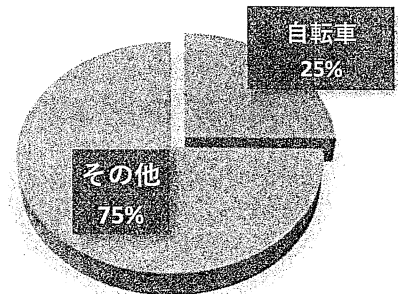
幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

4 二輪車の事故



※全事故のうち二輪車が含まれる割合

5 自転車の事故



※全事故のうち自転車が含まれる割合



- * バイクは正面からだとも速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。
- * 自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。

暗くなるのが早くなってきていますので、早めのライトの点灯と、歩行者は反射材等を活用し、それぞれ事故に遭わないよう努めましょう。

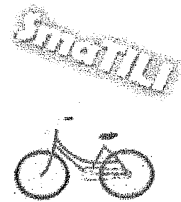


磯子区のみなさんへ



自転車交通安全講習
マスコットキャラクター
「チリカちゃん」

スマートチリリンスクール 令和7年2月、開講!



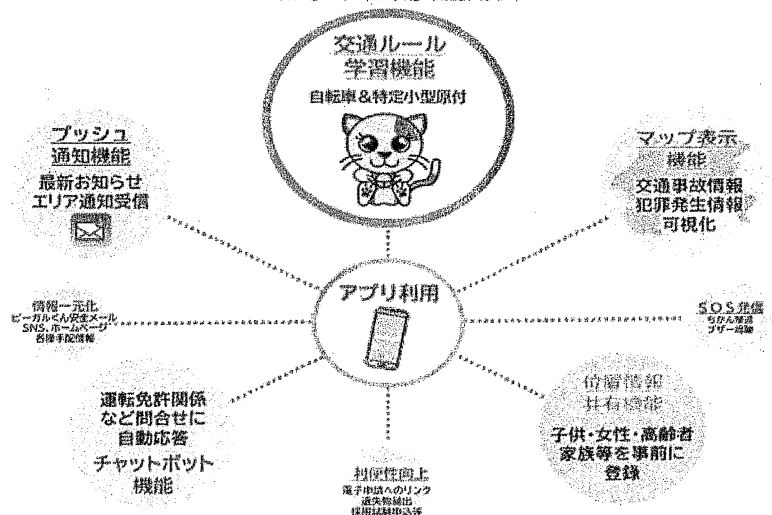
「スマートチリリンスクール」とは...?

神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」に搭載の「交通ルール学習機能」です。スマートフォンで「かながわポリス」をダウンロードしてご利用ください。

「かながわポリス」ダウンロードページ (外部サイト)



「かながわポリス」機能概要図



磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃん

いそくく

イソゴリくん

令和8年4月1日から
自転車に反則切符適用

神奈川県警察 交通総務

公式X



自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の指導取締りの基本的な考え方 → 青切符の導入前後で変わらず

交通違反の認知

悪質・危険な違反

指導警告

(例)・スピードを出して歩道を通行
・16歳未満の者による違反

検挙

青切符の導入で変わるのは検挙後の手続

検挙

重大な違反や事故を起こしたとき → 刑事手続

(例)・酒酔い運転・酒気帯び運転
・違反により実際に交通事故を発生させる

16歳以上の者による反則行為 → 青切符

(例)・スマホを持って画面を注視したり、通話をする
・信号無視で交差点に進入し、他の車両に急ブレーキをかけさせる

令和 7 年中の火災・救急状況

＜令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで＞

※数値は速報値であり、確定値ではありません。

区内の火災発生状況（9 月）

- ・ 9 月 11 日（木）磯子区 杉田四丁目 その他火災
- ・ 9 月 12 日（金）磯子区 杉田三丁目 その他火災
- ・ 9 月 23 日（火）磯子区 新磯子町 建物火災

区内の火災件数等

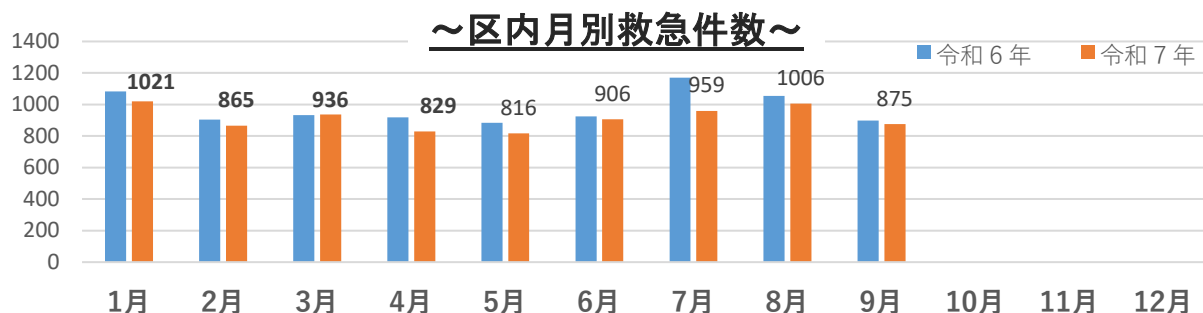
		令和 6 年	令和 7 年	増減
火災件数		1 4 件	3 2 件	1 8 件
種別	建物	1 1 件	1 5 件	4 件
	車両	1 件	3 件	2 件
	その他	2 件	1 4 件	1 2 件
焼損床面積		1 7 8 m ²	1 1 3 m ²	－ 6 5 m ²
死者数		1 人	1 人	0 人
負傷者数		1 人	0 人	－ 1 人

市内の火災件数等

		令和 6 年	令和 7 年	増減
火災件数		4 8 7 件	5 9 0 件	1 0 3 件
種別	建物	3 3 3 件	3 7 7 件	4 4 件
	車両	4 7 件	4 9 件	2 件
	その他	1 0 7 件	1 6 2 件	5 5 件
焼損床面積		4, 9 6 2 m ²	4, 3 4 9 m ²	－ 6 1 3 m ²
死者数		2 0 人	1 7 人	－ 3 人
負傷者数		8 4 人	9 0 人	6 人

■ 区内・市内の救急件数

・区内 8,213 件（昨年比 520 件減）・市内 183,010 件（昨年比 8,898 件減）



令和 7 年全国秋の火災予防運動を実施します！

～11 月9日(日)から 11 月 15 日(土)まで～

磯子区では、9月末時点での火災件数が32件と昨年同月比**約2倍**と火災が急増しています。特に、モバイルバッテリーや電気コードなどから出火する「**電気火災**」が増加しています。これから空気が乾燥し、火災が起きやすい時期を迎えます。この機会に自宅の防火対策を見直しましょう！

電気火災を防ぐには・・

- ・コンセントはしっかり差し込み、プラグにほこりが溜まらないよう、定期的に掃除しましょう。
- ・たこ足配線を避け、電気コードは束ねたまま使わないようにしましょう。
- ・モバイルバッテリー等に衝撃を与えない、変形したものは使用しないようにしましょう。

磯子区防火防災フェアを開催します！

日時 11 月9日(日) 午前9時から午後 12 時30分まで

場所 磯子区新杉田公園及び磯子スポーツセンター

内容 消防音楽隊の演奏、杉田特別救助隊による救助演技、消防車両展示、ゲーム形式の楽しい防災訓練体験など、防災を学べるイベントにしています、是非ご来場下さい。



担当
磯子消防署総務・予防課
岩永
045-753-0119

特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。

今後の取組等について、ご説明します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 特別市シンポジウムの開催

「特別市」の必要性や、実現による効果などについて、分かりやすくお知らせするため、市民の皆様を対象にシンポジウムを開催します。

なお、来年3月にも指定都市市長会と共催でシンポジウムの開催を調整しています。詳細は、改めてご案内します。

(1) 日程等

日時：令和7年12月14日（日）13時30分～15時30分（開場13時00分）

会場：鶴見公会堂（鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6階）

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 パネルディスカッション	山中 竹春（横浜市長）
	紺野 美沙子 さん（俳優・朗読座主宰）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

12月10日（水）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集します。（ファクス（045-663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ▶▶



(4) その他

- ・ 今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各単位町内会長宛てにチラシ兼 FAX 申込書を送付いたします。
- ・ 横浜の未来の選択肢である「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

4 出前説明会のご案内

市職員がお伺いして、「特別市」の内容について直接ご説明する出前説明会を実施しています。自治会・町内会をはじめ、少人数のグループでも構いません。お気軽にお問い合わせください。

5 特別市の法制化に関する最近の動向

(1) 国における議論

昨年 12 月、総務省が「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を設置し、特別市等の議論を行い、6 月に報告書が取りまとめられました。

(2) 県内三政令市で連携した取組状況

8 月 26 日、「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を開催し、「次期地方制度調査会における『特別市』の法制化を含む大都市制度のあり方に関する議論を求める三市共同要請」を取りまとめました。



(3) 指定都市を応援する国会議員の会の決議

6 月 19 日、政令指定都市に関係する約 200 名の超党派国会議員で組織される「指定都市を応援する国会議員の会」（会長：逢沢一郎衆議院議員）が、「我が国を取り巻く環境変化や将来を見据え、次期地方制度調査会に、特別市制度の法整備を含めた大都市制度のあり方の調査審議について諮問し、議論を進めること」を求める決議を行い、9 月 4 日、会長が内閣総理大臣、総務大臣に決議文を提出しました。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・渡邊・鈴木
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

TEL: 045-671-2952 FAX: 045-663-6561

E メール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

2025
(令和7年)

12/14(日)「特別市」

13:30~15:30 (開場 13:00)

会場 鶴見公会堂 (鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6階)
JR京浜東北線「鶴見駅」西口下車 徒歩1分
京急線「京急鶴見駅」下車 徒歩5分 (改札出て西口へ)

定員 300名 **参加費無料** (事前申込制)

第1部 基調講演

辻 琢也さん
一橋大学教授



山中 竹春
横浜市長



辻 琢也さん
一橋大学教授

第2部 パネルディスカッション

登壇者 山中 竹春 横浜市長
紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰
辻 琢也さん 一橋大学教授
司 会 佐藤 美樹さん フリーアナウンサー



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰

横浜の未来を用意する

「特別市」の早期法制化へ

シンポジウム

参加申込みは
こちら



— 主催 —
横浜市



お問合せ：横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952

「特別市」シンポジウム 横浜の未来を用意する -「特別市」の早期法制化へ

「特別市」 とは

「特別市」は、横浜市が市内の仕事のすべてを担うことで、神奈川県との間で生じている仕事の重複や非効率な分担をなくす仕組みです。特別市の実現には、まずは法律で制度をつくる必要があります。特別市の法制化は「ミライへの選択肢」をつくることです。

登壇者プロフィール



山中 竹春
横浜市長

1972年生。早稲田大学政治経済学部経済学科卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(NIH/NIEHS)研究員、国立がん研究センター部長、横浜国立大学特命副学長、同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤー。



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰

1980年、慶応義塾大学在学中にNHK連続テレビ小説「虹を織る」のヒロイン役で人気を博す。俳優として活躍する傍ら、国連開発計画(UNDP)親善大使としても27年に渡り活動した。2010年秋から「紺野美沙子の朗読座」を主宰。NHKエフエム「音楽遊覧飛行」案内役を担当。元祖スー女としても知られ横綱審議委員である。



辻 琢也さん
一橋大学教授

東京大学大学院博士(学術)
専門分野：行政学・地方自治論
主な役職：内閣府「税制調査会」委員、総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、横浜市大都市自治研究会座長、第30次・第31次地方制度調査会委員、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー。

お申込み方法

申込締切: 12月10日(水)

※手話・筆記通訳をご希望の方は**12月3日(水)**までにお申込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は**12月11日(木)**までに連絡します。

WEB
から

申込みフォーム →

FAX
から

045-663-6561

●下の「FAX申込用記入欄」にご記入の上
ご送信ください。



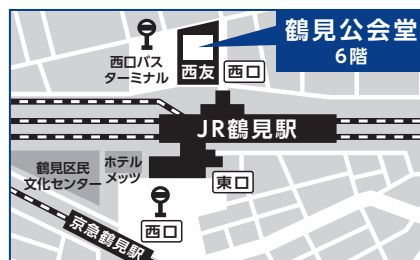
アクセス

鶴見公会堂

(鶴見区豊岡町2-1
フーガ1 6階)

※シンポジウムに関しまして、
会場へのお問い合わせは
ご遠慮ください。
※ご来館の際には、できるだけ
電車・バスなど公共交通
機関をご利用ください。

JR京浜東北線「鶴見駅」西口下車 徒歩1分
京急線「京急鶴見駅」下車 徒歩5分
(改札出て西口へ)



FAX 申込用記入欄

フリガナ

氏 名

年 代

居住地

アンケート

ご希望の方のみ

電 話 番 号

メールアドレス

☐ 19歳以下 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80代以上

☐ 横浜市内()区 ☐ 神奈川県内 ☐ 神奈川県外

①「特別市」について、知っていますか?

☐ 名称も内容もよく知っている ☐ 名称は知っているが、内容は知らない ☐ 名称も内容も知らない

②「特別市」について、質問があれば自由にご記載ください。

☐ 車いす席 ☐ 手話通訳 ☐ 筆記通訳 ※手話・筆記通訳をご希望の方は**12月3日(水)**まで

※参加証はございません。※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

GREEN×EXPO 2027 開催 500 日前シンポジウム開催について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 開催 500 日前イベントの一環として、シンポジウムを開催します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 シンポジウム概要

(1) 日時：11月19日（水）18時から（17時半 開場予定）※参加費無料

(2) 会場：関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

（最寄駅：JR 京浜東北線・横浜市営地下鉄関内駅 徒歩約2分）

(3) 内容

ア テーマ：ユース世代と考える 地球と共に生きる身近なアクション

イ 登壇者

(ア) 開会挨拶

(イ) GREEN×EXPO 2027 の説明：GREEN×EXPO 協会担当者

(ウ) 基調講演：佐座 槇苗 氏（一般社団法人 SWiTC 代表理事）

(エ) 特別コンテンツ：ジョイマン（吉本興業）

(オ) パネルディスカッション：佐座氏、市内大学生等

4 申込方法

10月22日（水）から専用 WEB ページによりお申し込みいただけます。先着 500 名。

※専用ページについては別途本市 HP でご案内いたします。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 中島、橋本
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027

開催500日前シンポジウム



GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウنگトウング

©Expo 2027

ユース世代と考える 地球と共に生きる 身近なアクション



基調講演・パネリスト

佐座 槇苗

一般社団法人SWITCH 代表理事
サステナビリティ・アドバイザー



特別コンテンツ

ジョイマン

吉本興業所属のお笑いコンビ。
高木 晋哉(左)、池谷 和志(右)

先着**500名**
参加費無料
事前申込

日時 2025年(令和7年)11月19日(水) 18:00-19:45(17:30開場)

会場 関東学院大学 テンネー記念ホール

横浜市中区万代町1-1-1(JR京浜東北/根岸線/横浜市営地下鉄ブルーライン「関内」駅から徒歩2分)

プログラム 司会: 篠原 光 氏(元日テレアナウンサー)

開会挨拶、GREEN×EXPO 2027の紹介、基調講演、特別コンテンツ、パネルディスカッション

パネリストとして市内大学生も参加!

応募方法

① WEBで申し込み



二次元コードを読み取り、
専用サイトから
お申し込みください。

② メールで申し込み

ge500-sympo-entry@ge500symposium.city.yokohama.lg.jp

件名に「11月19日シンポジウム申込」とご記入のうえ、
氏名、フリガナ、電話番号、メールアドレス、年齢、居住地、
手話通訳の有無を明記してご送信ください。

③ FAXで申し込み

045-565-5075

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、年齢、
居住地、手話通訳の有無、
「11月19日シンポジウム申込」とご記入のうえ、送信ください。

主催: 横浜市

共催: GREEN×EXPO協会(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)

お問い合わせ: GREEN×EXPO 2027シンポジウム事務局

☎ 045-565-5079 10:00-17:00(土日祝を除く)

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)~2027年9月26日(日)
博覧会種別: A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)

身寄りのない高齢者等への支援について【情報提供】

1 説明の趣旨

身寄りのない高齢者等の支援に向け、情報登録事業及び相談窓口を開始するとともに、リーフレットを作成します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 情報登録事業

(1) 事業の概要

「緊急連絡先」や「エンディングノートの保管場所」などの情報を、事前に市に登録できる「情報登録事業」を今秋から開始します。

お預かりした情報は、いざという時にご本人の意思の反映につながるよう、警察、消防、医療機関にお伝えします。

(2) 対象となる方

市内在住の 65 歳以上の方

(3) 登録項目

- ①かかりつけ医療機関（2 か所まで） ②エンディングノート・もしも手帳の有無、保管場所
- ③本籍地・筆頭者 ④緊急連絡先（3 名まで）
- ⑤葬儀、遺品整理等の生前契約先（2 か所まで） ⑥納骨先 ⑦遺言書の保管場所

(4) 開始時期及び登録・開示の流れ

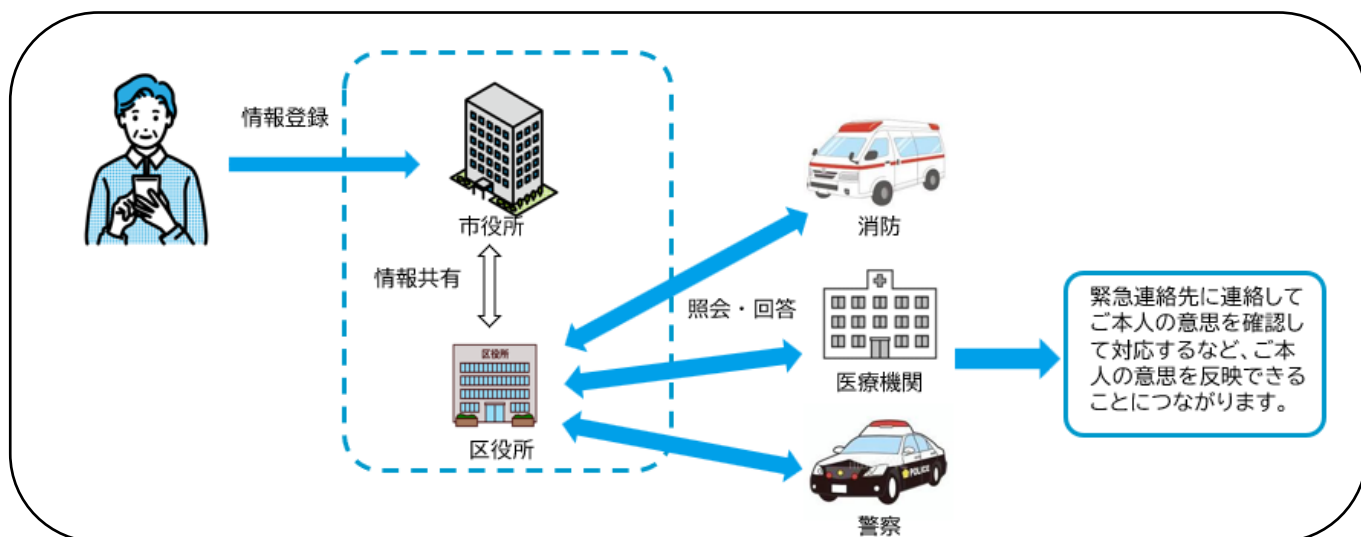
ア 令和 7 年秋

- ①登録を希望される方はスマートフォンやパソコン等を使って、電子申請システムで市に情報を登録します。

イ 令和 8 年 4 月以降（予定）

- ②市から、登録した方に「登録カード」と「登録内容確認書」を発行します。
- ③警察、消防、医療機関は、ご本人の「いざという時」に、ご本人の情報登録の有無を区役所に照会します。
- ④区役所は、システムに登録された情報を確認して、警察、消防、医療機関からの照会に回答します。

ウ 登録・開示の流れ



4 相談窓口の設置

(1) 事業の概要

「終活」に関するお困りごとや情報登録に関するご相談をお受けするため、横浜市社会福祉協議会に相談窓口を設置します。

(2) 設置時期

令和7年秋

(3) ご相談いただける内容

- ・任意後見制度のご案内 ・遺言、遺贈、民事信託等のご案内
- ・相談内容により、権利擁護事業、専門相談への繋ぎ
- ・国ガイドラインや今後作成するリーフレット等に沿った民間事業者を選ぶ際の留意点の説明 等

5 リーフレットの作成

(1) 事業の概要

安心して将来に備えられるよう、終活に関する情報をまとめたリーフレット「終活みちしるべ」を作成します。

(2) 発行時期

令和7年秋

(3) 記載内容

- ・将来に向けて必要となる備え
- ・利用できる行政サービス
- ・終活サービスを提供する民間事業者を選ぶ際の留意点 等

健康福祉局福祉保健課
担当 鳥海、山脇、木内
電話 045-671-3428 /FAX 045-664-3622
メール kf-jouhoutouroku@city.yokohama.lg.jp

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正に係る市民意見募集について(情報提供)

1 趣旨

横浜市では、自治会・町内会の皆様が開催するお祭りや、学園祭等の行事で食品を提供する際、食中毒等の食品事故を防止し、安全に行事を開催していただくことを目的として「行事における食品提供の取扱指導要領」を定めています。

制定から約 10 年が経過した今年、改めて要領の見直しを行い、要領の一部改正の素案をまとめたので市民の皆様からの御意見を募集します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 行事要領の主な改正内容

(1) 設備の緩和

実態に即して次の事項を削除します。

- ・ 屋内会場や包装品の販売時のテントの天井・側面幕
- ・ テント設置場所の地面の板・シートの設置

(2) 一つのテントで複数の食品を調理する場合の安全な取扱い方法を明記

- ・ 品目ごとに調理エリア・器具を分け、担当者を決める など

(3) 様式の変更

- ・ 施設設備の欄から「床面」の項目を削除、担当者連絡先の欄を追加

4 意見募集期間

令和7年 11 月 10 日(月)～令和7年 12 月9日(火)

5 意見募集方法

電子メール、郵送、FAX

6 募集案内配架場所等

- (1) 各区役所生活衛生課、各区役所区政推進課、市庁舎3階市民情報センター ほか
- (2) 横浜市ホームページ「食の安全ヨコハマ WEB」に掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/hourei/gyoujikaisei.html>

7 添付資料

別紙 意見募集概要

担当:医療局食品衛生課食品衛生係
瀬戸、新井
電話:045-671-2460
FAX:045-550-3587

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部が変わります

別紙

～皆様の御意見をお聞かせください～

横浜市では、自治会・町内会の皆様が開催するお祭りや、学園祭等の行事で食品を提供する際、食中毒等の食品事故を防止し、安全に行事を開催していただくことを目的として「行事における食品提供の取扱指導要領」を定めています。

制定から約10年が経過した今年、実態に即した形にするために改めて要領の見直しを行い、要領の一部改正の素案をまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

変更点

1 飲食を提供する設備の緩和

- ・屋内で食品の調理、販売を行う場合や、屋外であらかじめ包装された食品を販売する場合は、テントの設置が省略できます。
- ・床面のシートの設置が省略できます。

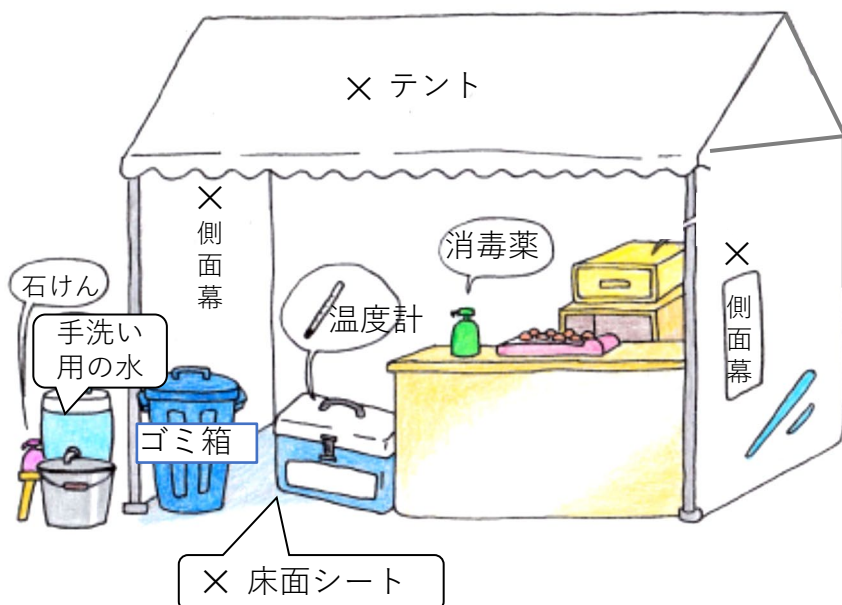
2 食品の取扱い

- ・屋外で一つのテントで複数の食品を調理する場合、品目ごとに調理エリアや器具を分ける、あるいは担当者を分けて調理していただくなどの衛生面に配慮した対応をお願いします。

3 様式

上記に沿った変更の他、主催者以外にご担当者がいらっしゃる場合の連絡先の欄を追加します。

設備の緩和の概要



- ・屋内での調理や、屋外で包装された食品を販売する場合、テントや床面シートの設置が省略できるようになります。

次の内容は、今までと変わりありません。

要領の対象となる行事：自治会・町内会が行うお祭り・学園祭・縁日祭礼・福祉団体が行うお祭り など

行事で提供する食品：「現地で直前に加熱」して「その場で飲食する」ことを原則とします。
提供直前に加熱しないもの（かき氷・餅つきなど）は取扱いに注意しましょう。

福祉保健センターへの手続き

食品取扱従事者の衛生

上記変更点以外の施設設備

意見募集の概要

1. 募集期間

令和7年11月10日(月)～令和7年12月9日(火)

2. 案内配架場所

各区役所生活衛生課、各区役所区政推進課、市庁舎3階市民情報センター ほか

3. 意見提出方法

電子メール、郵送、FAX

意見募集について詳しくはこちらを御確認ください。

横浜市 食の安全ヨコハマWEB



リチウムイオン電池等の収集開始について（お願い）

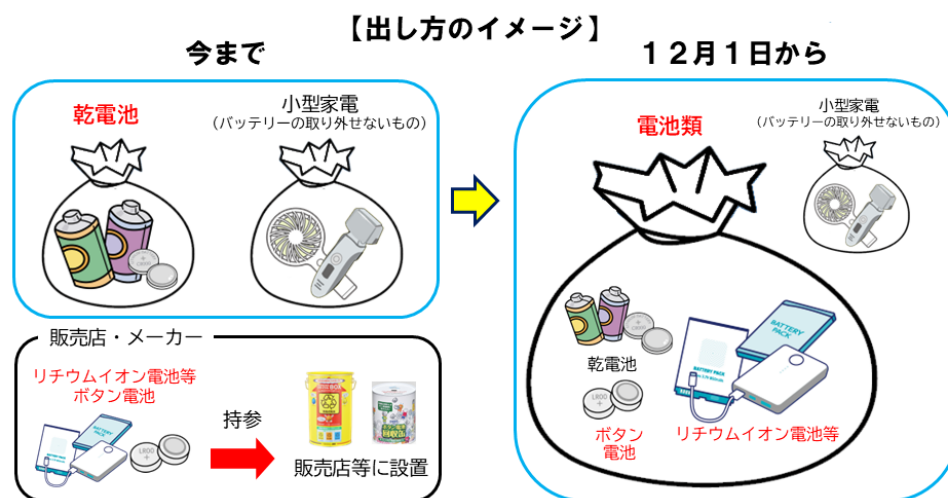
近年、スマートフォンやモバイルバッテリーなどに使用されているリチウムイオン電池等が原因とされる収集車や廃棄物処理施設の火災事故が各地で発生し、報道されております。

リチウムイオン電池等につきましては、現在、横浜市では直接回収しておらず、市民の皆様には、購入先にご相談するか、公共施設や販売店などに設置されているリサイクルボックスにお出しいただくようご案内しておりますが、本市としまして、危険性などについて周知を図るとともに、市民の皆様が廃棄しやすい環境を整える必要があると考え、**令和7年12月1日からリチウムイオン電池等の集積場所における収集を開始すること**といたしました。

つきましては、収集開始に関する旨をご案内したチラシを作成いたしましたので、自治会町内会掲示版への掲出をお願いいたします。

1 収集開始日

令和7年12月1日（月）から



※膨張・破損したリチウムイオン電池等につきましては、お手数をおかけしますが、各区収集事務所までお持ち込みください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知していただき、掲示板へのチラシ掲出をお願いします。

3 資料（別添）

リチウムイオン電池等の回収開始チラシ

担当：業務課資源化係

大野（貢）、大野（修）

電話／FAX：671-3819／662-1225

e-mail：sj-gyomu@city.yokohama.jp

2025年12月1日から

リチウムイオン電池等の 収集を開始します!

週2回の燃やすごみの収集日に「電池類」として
一つの袋で出してください

家庭から出るすべての電池類が対象です

リチウムイオン電池等

充電して繰り返し使用できるもの
〈例〉モバイルバッテリー、電動自転車のバッテリー



乾電池



コイン電池



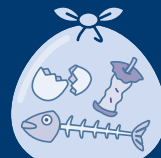
ボタン電池



他のごみとは
混ぜないで



横浜市資源循環局
マスコットイオ



燃やすごみ



バッテリーの
取り外せない小型家電

※可能な限り電池を使い切って、テープ等で絶縁をしてください。

※バッテリーの取り外せない小型家電(手持ち扇風機、携帯ゲーム機など)は、同じ日に別の袋でお出してください。

⚠ 集積場所に出してはいけないもの

■ 膨張・破損したリチウムイオン電池等



■ ポータブル電源

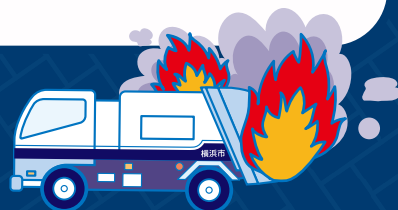
資源循環局収集事務所に
お持ち込みください。

回収時間 9:00~16:00(月曜日~土曜日)
(11:30~13:30は避けてください。)

※自動車・二輪車用のバッテリーは電池類の対象外です。

※一番長い辺が、金属製品で30cm以上のもの、それ以外で50cm以上のものは粗大ごみです。

燃やすごみなどに混入するリチウムイオン電池等が原因による
火災が増えています。事故を防ぐためにご協力をお願いします。



お問合せ先 資源循環局 各区収集事務所

詳細はこちら ▶



横浜みどりアップ計画[2024-2028]1年目の 実績報告について【情報提供】

1 事業の趣旨

横浜みどりアップ計画につきましては、2009 年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、緑の保全・創出に向けた様々な事業・取組を推進しています。

2024 年 4 月からは 4 期目となる新たな 5 か年計画[2024-2028]に取り組んでいます。

このたび、1 年目の 2024 年度を振り返り、取組の成果をまとめたリーフレットを作成しましたのでご報告いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配布資料

- (1) 横浜みどりアップ計画[2024-2028]2024 年度の実績概要リーフレット
- (2) 1 年目（2024 年度）の区別実績
- (3) 「横浜みどり税」の説明チラシ

【問合せ】

横浜みどりアップ計画の広報に関すること

みどり環境局戦略企画課 TEL：671-2712 FAX：550-4093

横浜みどり税に関すること

財政局税務課 TEL：671-2253 FAX：641-2775

横浜 みどりアップ計画

[2024-2028]

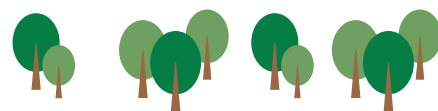
2024(令和6)年度の実績概要



緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、2009年から「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら「横浜みどりアップ計画」を進めています。このリーフレットは、2024(令和 6)年度に実施した事業の実績を概要としてまとめています。



横浜みどりアップ計画





市民とともに次世代につなぐ森を育む



森が守られています

●目標(36ha)を上回る面積の森を新たに保全しました。また、必要に応じて市で買取りを行い、残された大切な緑地を永続的に守っています。

緑地保全制度による樹林地の指定面積の推移

樹林地保全の進展

これまでのみどりアップ計画
(2009～2023年度)
15年間1082.5 ha

みどりアップ計画開始前
(1969～2008年度)
40年間861.9 ha



計画開始前の
3倍以上
のスピード
で保全を推進

2024年度
49.5ha

横浜みどりアップ計画期間中(2009～2024)に
合計1132.1 haを指定

※端数処理により、面積の合計が一致しません。



円海山近郊緑地特別保全地区
(磯子区)



羽沢町具行特別緑地保全地区
(神奈川区)

	緑地保全制度 による新規指定	市による 買取り	保全した 樹林地の整備
2024年度実績	49.5ha	7.2ha	推進
5か年の目標	180ha(36ha)	100ha[想定] (20ha[想定])	推進

森の手入れがされ、育まれています

●市民の森愛護会などと連携して、地域の特性を活かしつつ森を保全・管理する計画に沿って、森づくりを行いました。また、維持管理にお困りの所有者に対して助成を行いました。

	森の維持管理	維持管理の助成
2024年度実績	推進	134件
5か年の目標	推進	750件(150件)



上菅田町金草沢東特別緑地保全地区
(保土ケ谷区)

維持管理の助成を行った樹林地(南区)
作業前 → 作業後

森を知る・関わる・つながる機会が広がっています

●森づくりを担う人材の育成として、森づくり体験会や研修を行いました。市民が森に関わるきっかけづくりとして、市内大学などと連携したイベント開催等を行いました。



森づくり体験会(戸塚区)



森のネイチャーゲーム(瀬谷区)

	森づくりを担う 人材の育成	森づくり活動団体 への支援	市内大学や関係団体等との連携や 区主催による地域の森でのイベントの実施	学校と連携した きっかけづくり
2024年度実績	10回	36団体	115回	推進
5か年の目標	50回(10回)	175団体(35団体)	180回(36回)	推進

暮らしを豊かにするみどりと共に

緑は、わたしたちの暮らしに潤いを与えるだけでなく、多様な機能を持っています。緑を守り・つくり・育む、横浜みどりアップ計画の取組は、その機能を活用しながら地球温暖化など社会の様々な課題の解決にもつながっています。

市民の森とは・・・

横浜市では1971年に全国に先駆けて、緑地を保存しながら、その緑地を市民の散策や憩いの場として公開する「市民の森」制度を創設しました。

横浜みどりアップ計画開始から16か所増え、現在43か所が開園しています。市民の森では、愛護会や森づくり活動団体など多くのボランティアが、草刈り、間伐、生きもの調査や環境教育といった「良好な森をつくる活動」を行っています。



上川井市民の森(旭区)

緑の多様な機能

- ▶防災・減災 ▶暑さを和らげる ▶多様な生き物のすみか
- ▶地産地消 ▶美しい景観 ▶環境教育・農体験
- ▶街の賑わい・魅力 ▶地域のコミュニティ など

そして ★健康づくり・レクリエーション

市民アンケート調査では、
今後「最もおこなってみたい取組」として
**森の散策・ウォーキングが
1位に**

横浜の身近な緑を楽しもう！

「市民の森」へ行ってみよう！



市民の森 横浜

検索



市民が身近に農を感じる場をつくる



柱2

水田・農地が保全されています

●水田や農地を維持するために支援を行い、多様な機能をもつ良好な農景観を保全しました。

	水田保全面積	遊休農地の復元支援
2024年度実績	112.5ha	0.89ha
5か年の目標	115ha	3.0ha(0.6ha)



農とふれあう機会が増えています

●市民が気軽に楽しめる収穫体験農園の開設支援や、横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室など、農とふれあう場づくりを行いました。マルシェや直売所への開設支援や「はまふうどコンシェルジュ」によるイベント開催等の地産地消の取組を通じて、農とふれあう機会を増やしました。



	様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室などの実施	直売所・青空市等の支援	市民や企業等との地産地消の連携
2024年度実績	3.38ha	119回	62件	15件
5か年の目標	19.5ha(3.9ha)	450回(90回)	285件(57件)	75件(15件)



市民が実感できる緑や花をつくる



まちなかでの緑が創出されています

●緑の少ない市街地でも身近に緑や花を実感できるよう、緑豊かな公園を整備しました。地域で愛されている桜並木の再生など街路樹による良好な景観づくりを進めました。

	シンボリックな緑の創出	街路樹による良好な景観づくり
2024年度実績	緑の創出 3か所	18区で推進
5か年の目標	緑の創出 5か所	18区で推進

2024年7月に開園しました



緑や花があふれる地域づくりの支援が行われています

●植栽や花壇の整備への助成、アドバイザー派遣などにより、地域で取り組む緑のまちづくりを支援しました。オープンガーデンをはじめ、緑や花を通じた地域のコミュニケーションの活性化を図りました。また校庭や園庭の芝生化や植樹、生きもののすみかとなるビオトープなど、子どもを育む空間での緑の創出を行いました。



	地域緑のまちづくり	緑や花を身近に感じる各区の取組	人生記念樹の配布	子どもを育む空間での緑の創出
2024年度実績	7地区	18区で推進	6,915本	28か所
5か年の目標	35地区(7地区)	18区で推進	40,000本(8,000本)	100か所(20か所)

緑や花で賑わいの空間がつくられています

●山下公園や日本大通りなど都心臨海部等で緑や花による魅力ある空間づくりを進めました。

	都心臨海部等の緑化による魅力ある空間づくり
2024年度実績	推進
5か年の目標	推進



広報の活動

横浜みどりアップ計画の取組と成果を多くの皆さまに知っていただくために、イベントへの出展や広報紙への記事掲載、SNSなど様々な手法を用いた広報を展開しました。

みどりアップのイベントや体験スポット、「よこはまこどもみどりアップ」についてはこちらをご覧ください。



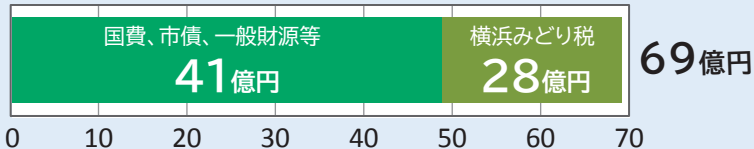
デジタルサイネージでのPR画像放映(関内駅北口)



よこはまこどもみどりアップ

事業費と横浜みどり税

● 1 か年(2024年度)の事業費(うち横浜みどり税)



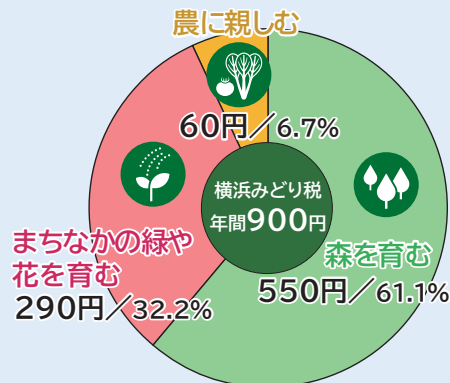
横浜みどり税の課税方法

【個人】市民税の均等割に年間900円を上乗せ

※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く

【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

● 一人当たりの横浜みどり税の使いみち



● 横浜みどり税の使いみち

使いみち① 樹林地・農地の確実な担保

- ・ 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
- ・ 水田の保全 など

使いみち② 身近な緑化の推進

- ・ 地域緑のまちづくり
- ・ 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり など

使いみち③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上

- ・ 森の多様な機能に着目した森づくりの推進
- ・ 街路樹による良好な景観づくり など

使いみち④ ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

- ・ 森づくりを担う人材の育成
- ・ 収穫体験農園の開設支援 など



寺家町での水田の保全(青葉区)



野庭団地での花壇の手入れ(港南区)



古橋市民の森における良好な森の育成(泉区)



自然観察講習会(保土ヶ谷区)

横浜みどりアップ計画市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募市民や学識経験者などから構成されている組織です。取組の検証や現地視察を踏まえ、評価・提案を報告書にまとめているほか、市民目線での情報発信を行っています。



取組の現地レポートはこちら

実績報告書は、市ウェブページをご覧ください。区ごとの実績もご覧いただけます。



横浜みどりアップ計画

検索



横浜みどりアップ 葉っぱー

お問合せ

「横浜みどりアップ計画」の広報について

みどり環境局戦略企画課 TEL 045-671-2712 FAX 045-550-4093

「横浜みどり税」について

【個人市民税】各区区役所税務課または財政局税務課 TEL 045-671-2253 FAX 045-641-2775

【法人市民税】財政局法人課税課 TEL 045-671-4481 FAX 045-210-0481



一部に植物性インキを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

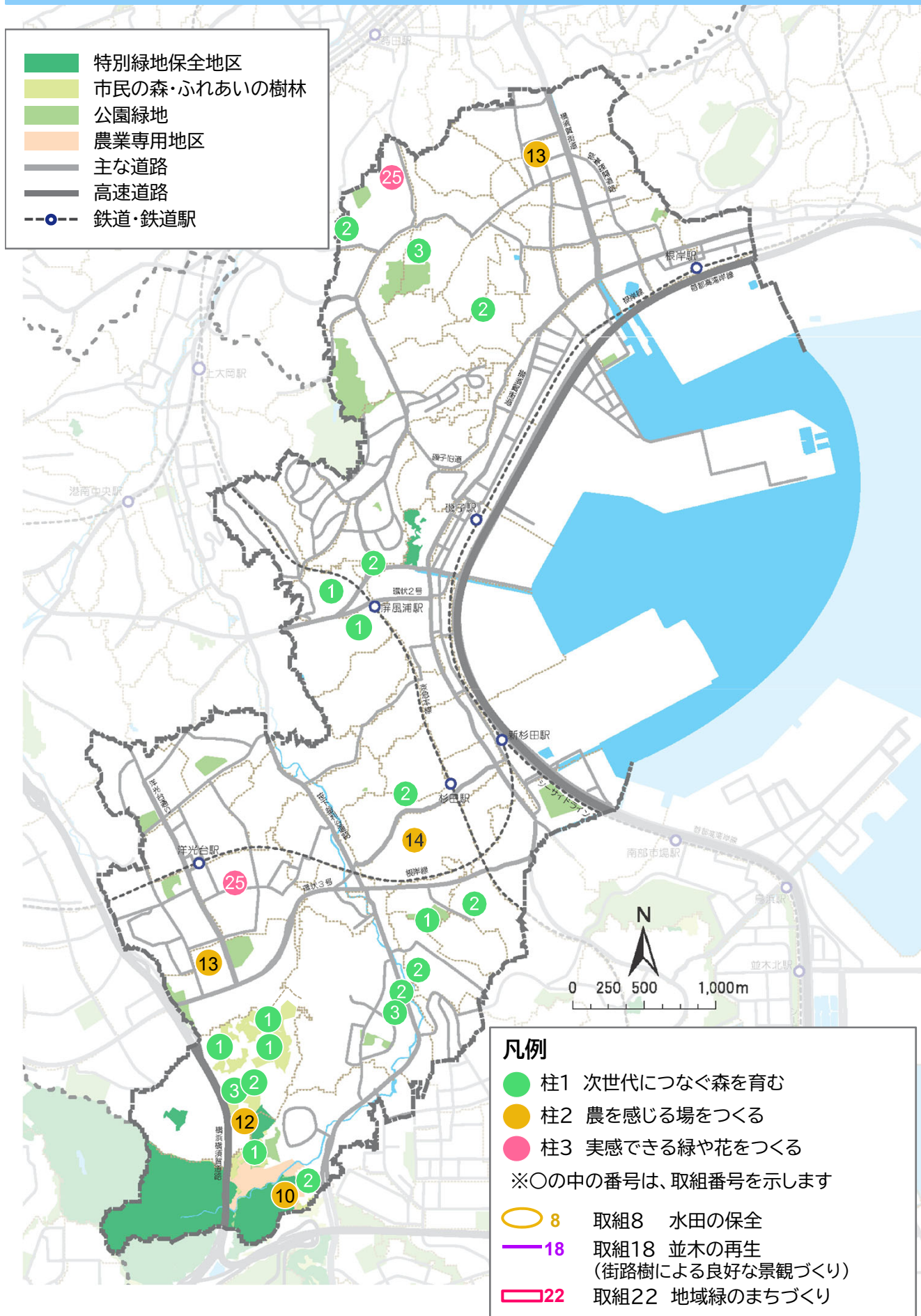
公式マスコットキャラクター トゥンクトゥン

©Expo 2027

第4章 各区の実績

- ・各区における実績マップに示されている取組の場所は、実際の位置を正確に示すものではなく、おおよその目安としてご覧ください。
- ・市域全体から広く参加者を募ったイベントや講座など、全市的に効果が及ぶものは各区の実績には含めていません。

磯子区における実績



4 各区の取組

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

取組 1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
新規指定 円海山近郊緑地特別保全地区



取組 6 森に関わるきっかけづくり
区主催のイベントでのクラフト教室の開催 磯子まつり



柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

取組 13 市民が農を楽しみ支援する取組の推進
農のコーディネーター派遣
洋光台第四小学校



取組 14 地産地消にふれる機会の拡大
直売所・青空市等の支援
杉田野菜直売会



柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

取組 23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり
地域の花いっぱいにつながる取組
球根・堆肥の配布 磯子第二公園



取組 24 人生記念樹の配布
JA横浜メルカートいそご



4 各区の取組

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

●取組1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

・緑地保全制度による新規指定

特別緑地保全地区 3.20ha

円海山近郊緑地特別保全地区(磯子区分)

緑地保存地区 0.09ha

森五丁目

源流の森保存地区 13.26ha

峰町

寄付緑地等 0.10ha

(仮称)森四丁目第六公園

・保全した樹林地の整備

3か所 峯市民の森(2か所)／杉田坪呑緑地

●取組2 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

・森の維持管理

樹林地 9か所

森浅間社特別緑地保全地区／氷取沢市民の森／峯市民の森／岡村一丁目緑地／岡村四丁目緑地／上中里緑地／杉田九丁目緑地／杉田坪呑緑地／中原四丁目緑地

●取組3 指定した樹林地における維持管理の支援・維持管理の助成

3か所 岡村二丁目／上中里町／峰町

●取組6 森に関わるきっかけづくり

・市内大学や関連団体などとの連携や区主催による地域の森でのイベントの実施

7回 各種イベント(2回)／クラフト教室等(5回)

柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

●取組10 農景観を良好に維持する活動の支援

・まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援

農地縁辺部への植栽 1件

氷取沢畑地かんがい組合

●取組12 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

市民農園 0.02ha

氷取沢町

●取組13 市民が農を楽しむ支援する取組の推進

・市民が農を楽しむ支援する取組の推進

コーディネーター派遣 2回

滝頭小学校／洋光台第四小学校

●取組14 地産地消にふれる機会の拡大

・地産地消にふれる機会の拡大

直売所・青空市等の支援

青空市・マルシェ等 1件

杉田野菜直売会

柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

●取組18 街路樹による良好な景観づくり

・街路樹による良好な景観づくり

良好な維持管理 659本

洋光台団地3号線／洋光台団地4号線ほか

●取組23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり

・緑や花を身近に感じる各区の取組

各区の取組

区の花フオトスポット設置

身近な公共施設での緑の育成 5か所

磯子区庁舎／滝頭コミュニティハウス／市道新杉田第117号線／横浜市社会教育コーナー／杉田臨海緑地

地域の花いっぱいにつながる取組

球根の配布(岡村西公園など50か所)／花苗の配布(岡村西公園など14か所)／堆肥の配布(岡村西公園など61か所)

●取組24 人生記念樹の配布

・人生記念樹の配布

261本

●取組25 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

緑の育成 2か所

洋光台第二保育園／岡村小学校

よこはまの緑を 未来を担う 子どもたちのために

暮らしを支え、豊かにする緑を未来に残すために、
横浜市は、市民・事業者の皆様「横浜みどり税」をご負担いただき、
緑をまもり、つくり、育む「横浜みどりアップ計画」を進めています。



横浜みどり税について

横浜みどり税の 税額

個人市民税均等割に年間 **900 円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※課税年度は、令和10年度までです。



横浜みどり税の 使途

「横浜みどりアップ計画」のうち、下記の横浜みどり税の使途に該当する事業へ横浜みどり税を充当します。

- ・樹林地・農地の確実な担保
- ・身近な緑化の推進
- ・維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ・ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

横浜みどり税（年間 900 円）の使いみち

農に親しむ

- ・農景観をまもる
- ・農にふれあう（農体験）

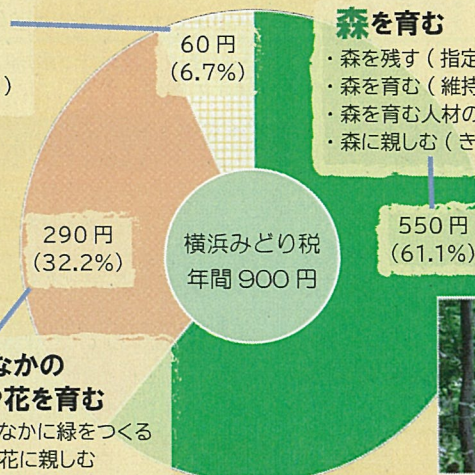


まちなかの 緑や花を育む

- ・まちなかに緑をつくる
- ・緑や花に親しむ

森を育む

- ・森を残す（指定・買取り）
- ・森を育む（維持管理など）
- ・森を育む人材の育成（活動に対する支援）
- ・森に親しむ（きっかけづくり）



横浜みどりアップ計画 [2024-2028]

横浜みどりアップ計画



計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します



みどり税を活用した取組

市民とともに
次世代につなぐ**森**を育む

5か年の主な取組

- 樹林地の新規指定と買入れ申し出への対応
- 指定樹林地への維持管理支援
- 森に親しむきっかけづくり

市民が身近に
農を感じる場をつくる

5か年の主な取組

- 水田保全への支援
- 農園の開設など、農とふれあう機会の全市的な展開

市民が実感できる
緑や花をつくる

5か年の主な取組

- まちなかでの緑の創出や街路樹等による景観づくり
- 地域での緑や花の取組支援
- 子どもを育む空間での緑の創出・育成

市民・事業者の皆様に取り組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる**広報**を展開



森林環境税（国税）と横浜みどり税



国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？



目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の促進を図るため、学校施設や公園などの市民利用施設の木材利用工事に活用しています。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、趣旨と使いみちが異なります。

●森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

趣旨（目的）	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和6年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与（令和5年度までは、地方公共団体金融機関の準備金を活用）
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

【お問い合わせ】

- 「横浜みどり税」について
▶区役所税務課 または 財政局税務課 電話：045-671-2253 FAX：045-641-2775
- 「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」について
▶みどり環境局戦略企画課 電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093

令和 7 年 10 月 17 日

自治会町内会長 様

磯子区安全・安心まちづくり推進協議会

会 長 須田 幸雄

磯子区地域振興課長 荒木 慎二

磯子消防署総務・予防課長 谷本 和夫

**「磯子区安全・安心まちづくりポスターコンクール」最優秀作品ポスターの
自治会町内会掲示板への掲出について（お願い）**

清秋の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政に対しご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、磯子区及び磯子消防署では、防犯・交通安全意識の啓発や火災予防思想の一層の普及を目的として、区内中学生を対象とした「磯子区安全・安心まちづくりポスターコンクール」の最優秀作品（防犯・交通安全部門及び火災予防部門）をデザインとした、啓発用ポスターを作成しました。

つきましては、貴地区内の掲示板へのポスター掲出について、御協力をお願いいたします。

なお、掲出期間については、貴団体の広報活動に支障のない範囲で、長期間のご掲出についてご協力をいただければ幸いです。

（参考：秋の火災予防運動 R7.11.9～11.15 まで、春の火災予防運動 R8.3.1～3.7 まで）

【お願いしたいこと】

地区連長：地区連合定例会等で周知をお願いします。

単位会長：単位会長あて資料を送付しますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いします。

【お問合せ】

○防犯・交通安全部門：磯子区地域振興課 深野・前原

電話：750—2396 FAX：750—2534

E-mail: is-bouhan@city.yokohama.lg.jp

○火災予防部門：磯子消防署総務・予防課 岩永・五嶋

電話・FAX：753—0119

E-mail: sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp



令和7年度 磯子区安全・安心まちづくりポスターコンクール 最優秀作品 白濱 咲希 (浜中学校2年生)

磯子区安全・安心まちづくり推進協議会／磯子警察署／磯子区役所

全国火災予防運動実施中

秋季 令和7年11月9日～11月15日 春季 令和8年3月1日～3月7日

住宅用火災警報器を設置しましょう

ドアのカギと火の始末 忘れていませんか？



出かける前に、
“ピッ”とカギ、“カチッ”と
火の元チェック!!

住宅用火災警報器の寿命は約10年

令和7年度安全・安心まちづくりポスターコンクール火災予防部門
最優秀賞 浜中学校 小澤 礼愛さん

磯子火災予防協会・磯子消防団・磯子消防署

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

総務局地域防災課

感震ブレーカー設置及び家具転倒防止対策の推進について【周知依頼】

1 趣旨

5月の区連会において、地震発生時における通電火災や家具転倒による負傷等の防止を目的とした感震ブレーカー及び家具転倒防止器具に関する補助制度についてご説明させていただきました。

本事業は昨年度から補助を拡充し、皆様の御協力のもと、区内の多くの方にお申し込みいただいております。

引き続き令和8年1月末まで申し込みを受け付けておりますので、地域での周知に改めて御協力いただきますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

【ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html> (感震ブレーカー)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html> (家具転倒防止)

※詳細は別紙チラシのとおり

※取付代行については、申請要件があります。

4 その他

チラシの提供について

イベント等での配布や回覧等に御協力いただける場合は、下記担当までチラシの種類（感震ブレーカーor 家具転倒防止器具）と部数をお知らせいただけると幸いです。（自治会町内会以外の団体からの御要望も承ります。）

総務局地域防災課 担当 海野、山羽、寒河江 電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677 メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp
--



感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！
重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1

自宅に「感震ブレーカー」
がついているか確認
3ページでご確認！

Step2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに！

↓ 折り線①

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線③

↑ 折り線②

→ 折り線④

9408790

新潟県長岡市稲保4-720-6
横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者
船山株式会社 行



最後にセロテープでここをしっかり止めてください。

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



Point

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700 棟**

※横浜市地震被害想定調査報告書(平成 24 年 10 月)より。元禄型 関東地震、冬場の 18 時に発生と想定。

Point

地震火災の 6 割以上は「電気」が原因*です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の
制度を
Check!

Check!

横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4 ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

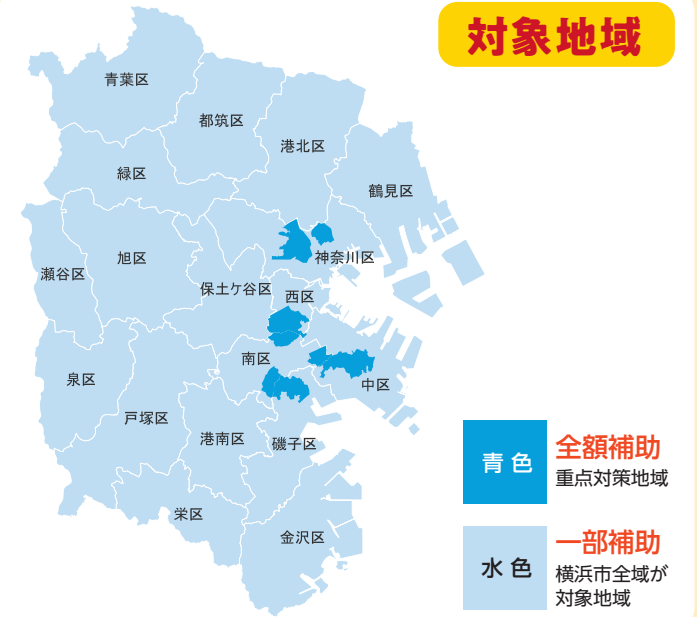
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65 歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64 歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000 件（先着順）

対象地域



重点対策地域とは？

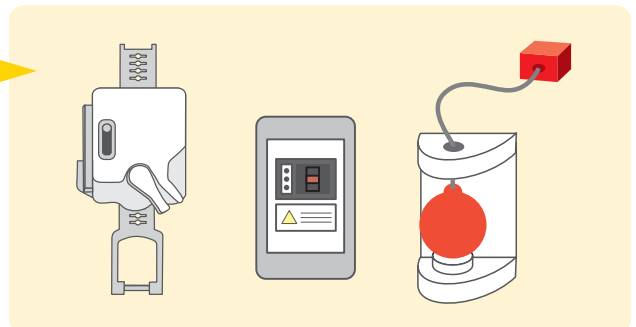
横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目 千代崎町2丁目 千代崎町3丁目 千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目 初音町2丁目 初音町3丁目 英町 本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 本牧荒井 本牧町1丁目 本牧町2丁目 本牧溝坂 本牧緑ヶ丘 簗沢 麦田町2丁目 麦田町3丁目 麦田町4丁目 矢口台 山手町 大和町1丁目 大和町2丁目 山元町1丁目 山元町2丁目 山元町3丁目 山元町4丁目 ● 南区	大岡3丁目 庚台 唐沢 山谷 清水ヶ丘 中村町1丁目 中村町2丁目 中村町3丁目 西中町4丁目 八幡町 伏見町 平楽 南太田1丁目 三春台 若宮町1丁目 若宮町2丁目 若宮町3丁目 若宮町4丁目 ● 磯子区 磯子8丁目 岡村1丁目 岡村2丁目 岡村3丁目 岡村4丁目 岡村5丁目 岡村6丁目 滝頭1丁目 滝頭2丁目 滝頭3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山2丁目
旭ヶ丘 浦島丘 神大寺1丁目 神大寺4丁目 栗田谷 斎藤分町 白幡上町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 中丸 西大口 西神奈川3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1丁目 松本町2丁目 松本町3丁目 松本町4丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋2丁目 六角橋3丁目 六角橋4丁目 六角橋5丁目 六角橋6丁目	赤門町2丁目 伊勢町1丁目 伊勢町2丁目 伊勢町3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 境之谷 中央1丁目 中央2丁目 西戸部町1丁目 西戸部町2丁目 西戸部町3丁目 西前町2丁目 西前町3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1丁目 藤棚町2丁目 元久保町 ● 中区 赤門町1丁目 上野町1丁目 上野町2丁目 上野町3丁目 大芝台 大平町 柏葉 北方町1丁目 北方町2丁目 鷺山 竹之丸 立野		

Step1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

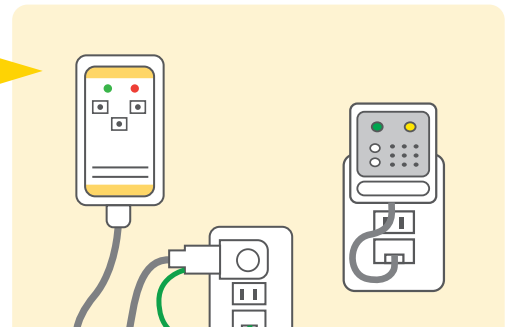
分電盤の近くにこのような器具はついていますか？



※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

分電盤

コンセントの近くにこのような器具はついていますか？

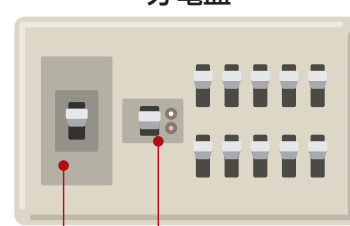


Check Point !

器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。

分電盤



- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？
- 漏電遮断器が付いているかどうか？
- コンセントにアース端子があるかどうか？

Step2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください！

コールセンター：0120-993-918
メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボールⅢ	Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真	 製品の詳細はこちら▼	 製品の詳細はこちら▼	 製品の詳細はこちら▼	 製品の詳細はこちら▼
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行き 55		縦 58× 横 34× 奥行き 28	縦 111× 横 30× 奥行き 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	ケー・アイ技術(株) TEL：0598-20-8858
重点対策地域	無償		無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円 (送料・税込)		申請者負担額 1,700円 (送料・税込)	申請者負担額 3,900円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。		・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)	・ 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・ 壁付けするためのスペースが必要 ・ 壁へのネジ止めが必要 ・ アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要 ・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・ 100V のコンセントに差込み ・ 適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA 以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：0258-25-2782 へ送信
- **E-mail**：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

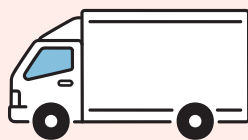
申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
 - 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
 - 届いた器具をご自身で取付けしてください。
- ※配送後に器具の返品や返金はできません。



取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。



取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)



注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。



本事業の一部は、株式会社トヨタユーゼック様の地方創生の取組としてご支援いただき、実施しています。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は✓⇒□ チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 横浜市 区		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	

希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください)

☐ 器具配送

☐ 器具 + 器具取付

(要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)

希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください)

※重点対策地域の方は無償です。

☐ ヤモリ.....1,800 円

☐ Ki感震センサーアース線タイプ.....3,900 円

☐ ヤモリ・デ・セット.....2,700 円

☐ Ki感震センサー3端子線タイプ.....3,900 円

☐ スイッチ断ボール.....1,700 円

取付希望日
(取付支援を
選択の方)

投函日・送付日より30日後以降
月 日

取付希望
時間帯

☐ 午前 9時～12時
・
☐ 午後 12時～18時

3. 同意事項(同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい

- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。



家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1

取付けを
支援します!

2

今年度からは
器具代を補助します!



横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等のみで構成される世帯**のみなさんは**補助**があります!
器具代を**重点対策地域**は**全額補助**! それ以外の地域は**一部補助**します!

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1

申請の要件を
満たしているか確認

※詳細は3ページ参照

Step2

器具を取り付けたい
家具を検討しよう

Step3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着)

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに

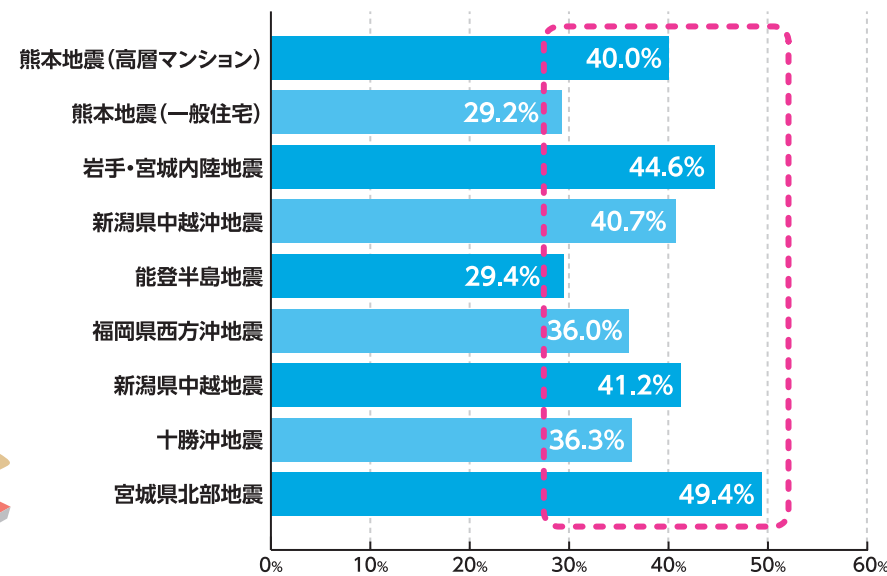
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害

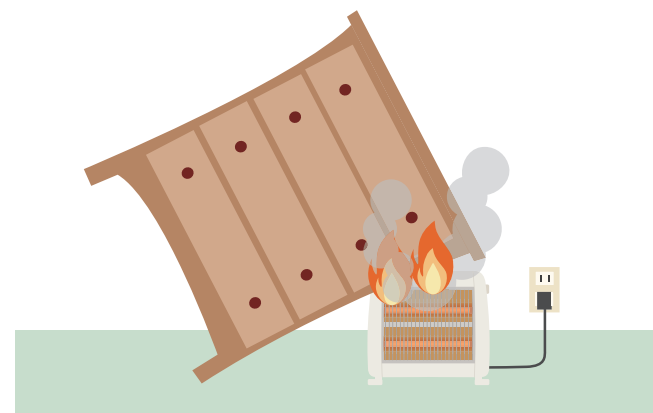


近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(提供：防災科学技術研究所 E-ディフェンス)



家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

家具転倒防止器具の取付代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付を無償で代行します！

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域** の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を **全額補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します
※予算に達し次第終了

1世帯
家具
2つまで

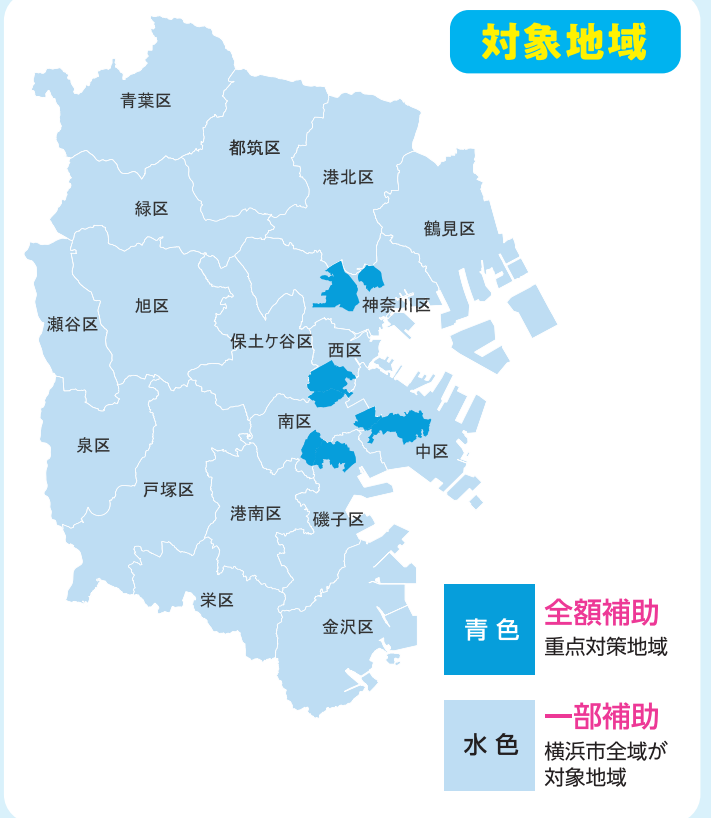
申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域以外** の世帯の方は器具代金を **一部補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を一部補助します
※予算に達し次第終了
4ページにてご確認ください

1世帯
家具
2つまで



重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

●神奈川区	松本町4丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋2丁目 六角橋3丁目 六角橋4丁目 六角橋5丁目 六角橋6丁目	西前町2丁目 西前町3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1丁目 藤棚町2丁目 元久保町	千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目 初音町2丁目 初音町3丁目 英町 本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 本牧荒井 本牧町1丁目 本牧町2丁目 本牧満坂 本牧緑ヶ丘 簗沢 麦田町2丁目 麦田町3丁目 麦田町4丁目 矢口台 山手町 大和町1丁目	大和町2丁目 山元町1丁目 山元町2丁目 山元町3丁目 山元町4丁目	若宮町2丁目 若宮町3丁目 若宮町4丁目
	●西区	●中区		●南区	●磯子区
旭ヶ丘 浦島丘 神大寺1丁目 神大寺4丁目 栗田谷 斎藤分町 白幡上町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 中丸 西大口 西神奈川3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1丁目 松本町2丁目 松本町3丁目	赤門町2丁目 伊勢町1丁目 伊勢町2丁目 伊勢町3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 境之谷 中央1丁目 中央2丁目 西戸部町1丁目 西戸部町2丁目 西戸部町3丁目	赤門町1丁目 上野町1丁目 上野町2丁目 上野町3丁目 大芝台 柏葉 北方町1丁目 北方町2丁目 鷺山 竹之丸 立野 千代崎町1丁目 千代崎町2丁目 千代崎町3丁目	本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 本牧荒井 本牧町1丁目 本牧町2丁目 本牧満坂 本牧緑ヶ丘 簗沢 麦田町2丁目 麦田町3丁目 麦田町4丁目 矢口台 山手町 大和町1丁目	大岡1丁目 大岡2丁目 大岡3丁目 庚台 唐沢 山谷 清水ヶ丘 中村町1丁目 中村町2丁目 中村町3丁目 西中町4丁目 八幡町 伏見町 平楽 南太田1丁目 三春台 若宮町1丁目	磯子8丁目 岡村1丁目 岡村2丁目 岡村3丁目 岡村4丁目 岡村5丁目 岡村6丁目 滝頭1丁目 滝頭2丁目 滝頭3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山2丁目

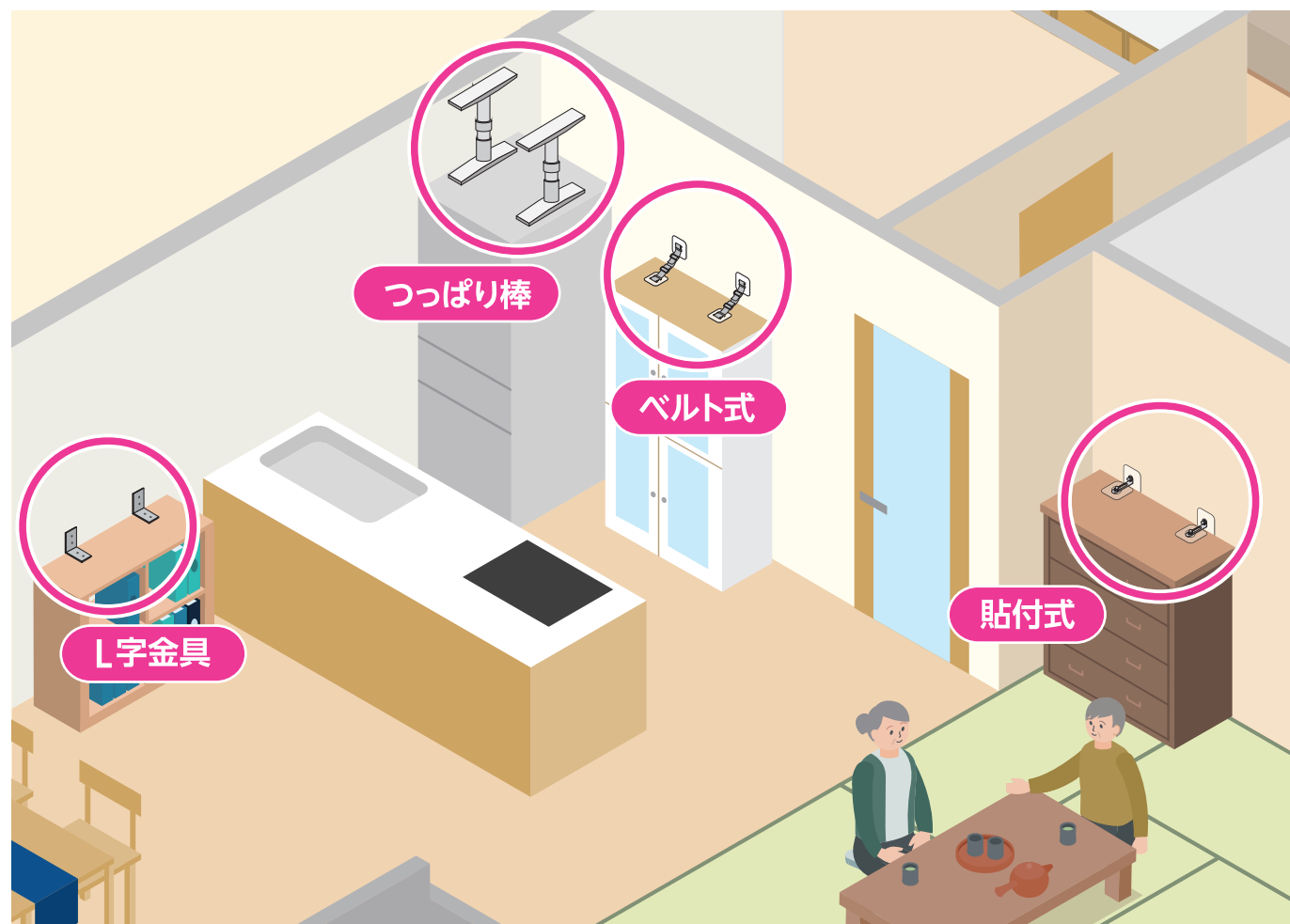
Step1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、
右記のア～カの
いずれかであること

- ア 65歳以上
- イ 身体障害者
手帳の交付を
受けている
- ウ 愛の手帳
(療育手帳)の交付
を受けている
- エ 精神障害者
保健福祉手帳の
交付を受けている
- オ 介護保険法による
要介護、又は要支援
の認定を受けている
- カ 中学生以下
「中学を卒業した方」から「64歳
以下の方」がいる世帯について
はイ～オに該当しない限り、制度
対象となりません。

Step2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は2つまでとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>



注意

取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 ※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。	取付けの留意事項
つっぱり棒		重点対策地域の方 無償	家具と天井の隙間に取り付けるタイプです。 ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
		重点対策地域以外の方 小: 850円(税込)／個(セット) 中: 935円(税込)／個(セット) 大: 1,045円(税込)／個(セット)	
L型金具		重点対策地域の方 無償	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。 軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 770円(税込)／個(セット)	
ベルト式		重点対策地域の方 無償	壁側にネジで固定します。 壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 880円(税込)／個(セット)	
貼付式		重点対策地域の方 無償	耐震ゲルマットを使用します。 免震効果が得られ、壁に穴をあける必要がありません。
		重点対策地域以外の方 1,320円(税込)／個(セット)	

Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：03-5438-5515 へ送信

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

取付けまでの流れ ● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。

取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。(重点対策地域の方は無償です。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。



注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3
TEL：03-5438-5511 FAX：03-5438-5515 受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



TOYOTA USEC 事業の一部は、株式会社トヨタユーゼック様の地方創生の取組としてご支援いただき、実施しています。

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） <u>同居者全員</u> がいずれかに該当しています。 ☐ 65 歳以上 ☐ 身体障害者手帳等の交付を受けている ☐ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐ 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている ☐ 中学生以下
住所	重点対策地域にお住まいの方は☑ ⇒ ☐ 〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切
り
取
り
線

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2018790



東京都狛江市和泉本町4-6-3
東京都狛江市和泉本町4-6-3
株式会社アイリスプラザ
ユニディ狛江店
行
受託事業者
横浜市家具転倒防止対策助成事業

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

磯子区連合町内会長会資料
令和 7 年 10 月 17 日

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

磯子区区政推進課長

区制 100 周年ロゴマーク投票について【協力依頼】

1 事業の趣旨

磯子区制 100 周年記念事業実行委員会において、「未来に はばたく磯子 100 周年ありがとう」をキャッチフレーズに、ロゴマークのデザインを 3 案、制作しました。このデザイン案の中から、区制 100 周年ロゴマークを決定するため、区民の皆様からの投票を実施します。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 区制 100 周年ロゴマーク投票の概要（詳細は別添チラシをご参照ください。）

（1）投票期間

令和 7 年 10 月 17 日（金）～令和 7 年 11 月 21 日（金）

（2）投票方法

ア 横浜市電子申請システムによる投票

イ 区役所 1 階総合案内での直接投票

ウ 郵送での投票

投票するデザイン（①～③）を明記し、下記担当まで郵送してください。（11 月 21 日（金）必着）

郵送先：〒235-0016 磯子区磯子 3-5-1 磯子区役所広報相談係 ロゴマーク担当

（3）投票資格

磯子区在住・在学・在勤の人（1 人 1 票）

【ホームページ】

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/shokai/isogo100th/isogo100th_concept.html

詳しくはこちら



担当：磯子区区政推進課 青木

電話：750-2335 Fax：750-2532

E-mail：is-kusei@city.yokohama.lg.jp

2027年は磯子区制

100

周年

みんなで選んで、100周年をお祝いしよう！ ロゴマーク投票

投票期間

令和7年10月17日(金)～11月21日(金)

磯子区は、1927年に誕生した最も歴史のある区の一つで、2027年に区制100周年を迎えます。この節目の年に向け、「未来に はばたく磯子 100周年ありがとう」をキャッチフレーズに、そのシンボルとなるロゴマークを決定するため、皆さんからの投票をお願いします！

次の中からふさわしいと思うものを1つ選び、投票してください。

1



磯子の「海」と区の木「梅」のモチーフを取り入れ、海と豊かな自然のある磯子表現したデザイン。

2



水色で海と空、緑色で自然を表し、波形のラインで、未来へ踏み出す一歩を表現したデザイン。

3



ISOGOの「I・O・O」を際立たせ100周年を表しながら、波のモチーフで、未来へ勢いよく進んでいく姿を表現したデザイン。

投票方法

インターネット



区ホームページから、投票フォームで投票

磯子 区制100周年 ロゴマーク

▼詳しくは



直接投票



区役所1階総合案内にある用紙に記入し、専用の投票箱へ

※ 平日の区役所開庁時間のみ

※ 上記での投票が難しい場合、郵送での投票も受け付けます。はがき等にロゴマークの番号を直接記入いただき、担当まで郵送してください。(11月21日(金) 必着) 【送付先】〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所広報相談係 ロゴマーク担当

【注意事項】

- 投票できる方は、区内在住・在勤・在学している方となります。
- より多くの方々に気軽に投票していただけるよう、番号だけで投票できますが、お一人につき、1回に限った投票をお願いします。
- ロゴマークの決定・発表は、1月ごろを予定しています。

【お問合せ先】磯子区区政推進課広報相談係 TEL：045-750-2335 FAX：045-750-2532



公式マスコットキャラクター トゥンクトゥン

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

各自治会町内会長 様

横浜市磯子区地域振興課長

「磯子区つながる交流会～行事開催で語ろう～」の開催について【周知依頼】

1 事業の趣旨

自治会町内会行事の活性化の取組みとして、別紙のとおり交流会を開催いたします。交流会では、夏の暑さ対策や飽きさせないための工夫などに取り組んでいるレインボー夏祭りの事例紹介や、地域の行事で出店や実演を依頼できる多様なジャンルの地域ボランティア講師との交流を予定しています。

時節柄ご多用のことと存じますが、是非ご出席下さるようご案内します。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で行事担当の方へ情報提供をお願いします。

3 事業の概要（詳細は別紙ご案内をご覧ください）

（１）日 時：令和 7 年 11 月 28 日（金） 午後 5 時～6 時

※別途ご案内する「磯子区自治会町内会長交流研修会」の前の時間帯に開催します

（２）会 場：磯子公会堂集会室（磯子区磯子 3-5-1）

（３）内 容：・特徴的な工夫をして行事開催している自治会町内会の事例紹介
・区内外の様々な行事を盛り上げている地域活動団体等の紹介・実演及び交流など

（４）対 象：自治会町内会長または自治会町内会・各種委員等の行事担当者 30 名程度

（５）申込先：いそご区民活動支援センター

担当：磯子区地域振興課 永井・石橋

電話：750-2398 Fax：750-2534

E-mail：is-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

令和7年 10月吉日

各自治会町内会長 様

横浜市磯子区地域振興課長

「磯子区つながる交流会～行事開催で語ろう～」の開催について（ご案内）

晩秋の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より自治会町内会活動にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年自治会町内会活動につきまして役員の高齢化や後継者不足等の様々な課題が生じております。コスモスミーティング等の場でも、「担い手の発掘には地域で行事の開催を続けていくことが必要」との意見が出された一方で、「行事を続けていくことは大変だ」との意見が出されております。

そこで、今年度自治会町内会行事の活性化の取組みとして、下記のとおり交流会を開催いたします。時節柄ご多用のことと存じますが、是非ご出席下さるようご案内します。

- 1 日 時：令和7年 11月 28日（金） 午後5時～6時
※別途ご案内する「磯子区自治会町内会長交流研修会」の前の時間帯に開催します
- 2 会 場：磯子公会堂集会室（磯子区磯子3-5-1）
- 3 内 容：・特徴的な工夫をして行事開催している自治会町内会の事例紹介
・区内外の様々な行事を盛り上げている地域活動団体等の紹介・実演及び交流など
（※別添チラシ参照）
- 4 対 象：自治会町内会長または自治会町内会・各種委員等の行事担当者 30名程度
- 5 申込先：いそご区民活動支援センター
- 6 申込方法：電話、メール、電子申請または直接窓口で、①自治会町内会名、②参加者氏名・役職、③連絡先、④担当行事または興味のある行事をお知らせください。

Tel：045-754-2390

E-mail：is-shienc@city.yokohama.lg.jp

電子申請：右のQRコードから

窓口：区役所7階（祝日を除く 10時～17時）



電子申請はこちら↑

※申込期限 11月20日（木）

＜問合せ先＞ 磯子区役所地域振興課地域力推進担当
担当 永井・石橋（電話：750-2398）

行事開催で語ろう

ちょこっといい取組み・
「その手があったか」を
シェアしよう

2025.1.1
磯子台にて

他の地域はどうしてる?
磯子区
つながる
交流会
ヒントがみつけるかも?

11/28 金

17:00~18:00
磯子公会堂 集会室

※別途案内する「磯子区自治会町内会長交流研修会」の
前の時間帯に開催します

たとえば…

- ◆いつもと違うイベントのアイディアは?
- ◆イベントの講師・披露の人をどのよう
に探している?
など...お気軽にお立ち寄りください



夏祭りの事例

レインボー夏祭りの取組

- 猛暑による日程検討
- 多世代が楽しめる工夫
- 支援センターへの講師依頼



地域ボランティア講師の プレゼン&交流

8組程度の地域ボランティア講師
が活動をPR(♡)/
お気に入りの講師とつながろう!
地域ボランティア講師とは…
地域のイベントに講座や実演者として
要請できる登録者です。



ワールドカフェ交流

みんなに共有したい!
おススメの取組!



ワールドカフェ方式とは…
カフェのようなリラックスした
雰囲気では対話を通じて気づきや
アイデアを得る手法

対象

自治会町内会長

行事担当者(夏祭り・健民祭・お食事会・お楽しみ会・子ども会・講座開催)
民生委員・児童委員 元気づくりステーションなど

定員

30人程度 (当日参加歓迎)

締め切り

11月20日(木)

お申し込み

窓口・電話・FAX・メール・郵送(裏面に申込書あり)・電子申請

お申し込み▲

①自治会・町内会名 ②お名前(フリガナ) ③役職 ④連絡先 ⑤メールアドレス ⑥担当している行事または、興味のある行事



【申込・お問合せ】 いそご区民活動支援センター (開館 10時~17時 祝日休館)

〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区役所 7 階

電話: 045 (754) 2390 FAX: 045 (759) 4116

メール: is-shienc@city.yokohama.lg.jp



「磯子つながる交流会」参加申込書

FAX：759-4116

自治会・町内会名		
フリガナ		
お名前		
役 職	・会長 ・副会長 ・その他()	
	電話番号	
	メールアドレス	@
担当している行事 または、 興味のある行事		

日 時：11月28日(金) 17:00～18:00

※別途ご案内する「磯子区自治会町内会長交流研修会」の前の時間帯に開催します

会 場：磯子公会堂 集会室

対 象：自治会町内会長 行事担当者(夏祭り・健民祭・お食事会・お楽しみ会・

子ども会・講座開催) 民生委員・児童委員 元気づくりステーションなど

定 員：30人程度(先着順)

締 切：11月20日(木)

申 込：窓口・電話・FAX・メール・郵送・電子申請

メールの場合：件名に「磯子区つながる交流会」

本文に①自治会・町内会名 ②お名前(フリガナ) ③役職 ④連絡先

⑥担当している行事または、興味のある行事

電子申請の場合：右のQRからお入りください



問合せ・申込先：いそご区民活動支援センター

(開館時間：10時～17時)

〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区総合庁舎7階

電話番号 045 (754) 2390 FAX 045 (759) 4116

メール is-shienc@city.yokohama.lg.jp

【開館時間】10時～17時 【休館日】 祝日・年末年始

磯子区連合町内会長会資料
令和 7 年 10 月 17 日

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

磯子区福祉保健課長

第5期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」区民意見募集の実施について

1 趣旨

磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域をめざして、区民の皆さん、公的機関、関係団体などが協力し、様々な福祉保健活動を行うための計画です。

現在、第5期計画（計画期間：令和8～12年度）の策定に向け、素案を作成しています。今後、素案について区民意見募集を予定していますので、お知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

後日、素案リーフレットを郵送にてお送りいたします。

3 意見募集期間

令和7年11月1日（土）～11月30日（日）

4 意見提出方法

- (1) 電子申請
- (2) メール（担当宛て）
- (3) F A X（担当宛て）
- (4) 素案リーフレット付属の「意見用紙」を回収箱に投函
（回収箱設置場所：区役所・磯子区社会福祉協議会・区内地域ケアプラザ）

5 素案配架・閲覧場所

- (1) 磯子区ホームページ
- (2) 磯子区役所、磯子区社会福祉協議会、区内地域ケアプラザ、地区センター、コミュニティハウス、スポーツセンター、区民文化センター、スポーツセンター、磯子図書館
等

6 今後のスケジュール

令和7年11月	意見募集
12月～2月	意見募集結果の検討
2月	磯子区地域福祉保健計画策定・推進検討会
3月	第5期計画策定

担当：磯子区福祉保健課事業企画担当

TEL：045-750-2442

FAX：045-750-2547

メール：is-fukuhokeikaku@city.yokohama.lg.jp

磯子区連合町内会長資料

令和 7 年 10 月 17 日

地区連合町内会長 様

自治会町内会長 様

磯子区福祉保健課長

横浜市災害支援ナース（Y ナース）募集案内について【情報提供】

1 趣旨

磯子区で災害時の医療救護活動を支援していただける看護職（横浜市災害支援ナース：Y ナース）を充足するため、区内在住・在勤の看護職の有資格者で、発災時に支援活動ができる方を募集しています。該当すると思われる方がおられましたら、ご周知のほど宜しく願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 概要

- （１）横浜市災害支援ナース（Y ナース）とは、大震災発生時に、あらかじめ登録された医師、薬剤師、市職員と共に、横浜市防災計画に基づき「医療救護隊」として活動する看護職のことです。

活動内容は、区内の避難所等でおもに軽症者に対する応急医療を行います。

磯子区では、医療救護隊の参集場所が次のとおり 3 か所定められております。

- ① 休日急患診療所（磯子区磯子 1－3－13）
- ② 康心会汐見台病院（磯子区汐見台 1－6－5）
- ③ 洋光台第四小学校（磯子区洋光台 6－6－1）

予め、登録いただいている参集場所に集合していただき、区役所医療調整班の指示に基づき、磯子区内の地域防災拠点等を巡回します。

- （２）登録資格

横浜市に在住又は在勤の保健師・助産師・看護師・准看護師の有資格者で、災害時に横浜市各区の地域防災拠点（指定された小中学校）等で支援活動ができる方。（病院勤務等で災害時に職場に参集することになっている方は原則として除きます。）

4 お申込みについて

「横浜市災害支援ナース登録申込票」（裏面）に必要事項を記載のうえ、磯子区福祉保健課（4 階 42 番窓口）へご提出ください。オンラインによる申請もできます。（チラシ参照）

5 その他

フォローアップ研修等のご案内をお送りすることがあります。

担当：磯子区福祉保健課 保坂・伊東

電話：750-2442 FAX：750-2547

E-mail：is-fukuho@city.yokohama.lg.jp

年 月 日

横浜市災害支援ナース登録申込票

横浜市が災害時に編成する医療救護隊の看護職として、登録を申し込みます。

シ 氏	メイ 名	
自宅住所	〒	
連絡先	携帯電話 自宅電話 メールアドレス	
保有免許の種類	☐ 保健師 免許番号（ ）登録年月日 （ ）	
	☐ 助産師 免許番号（ ）登録年月日 （ ）	
	☐ 看護師 免許番号（ ）登録年月日 （ ）	
	都道府県名 （ ） ☐ 准看護師 免許番号（ ）登録年月日 （ ）	
登録希望区 (災害時に活動を希望する区)		区
特記事項	希望区が磯子区の場合、参集希望場所に○をお願いします。(1ヶ所) 洋光台第四小学校・ 汐見台病院・ 休日急患診療所	

横浜市医師会及び登録希望区の医師会への連絡先の情報共有について

災害時、Yナースは医療救護隊の一員として活動します。医療救護隊は、横浜市と横浜市医師会間の協定に基づき、各区の医師会を中心に結成します。市医師会または区医師会が主催する訓練や研修等へのご案内や、発災時の迅速な連絡体制の構築のため、上記登録情報のうち、氏名、住所、連絡先を横浜市医師会及び登録希望区の医師会へ提供します。

☐ 連絡先の共有に同意します ☐ 連絡先の共有に同意しません

上記に必要事項を記載し、登録を希望する区福祉保健センター福祉保健課へ提出してください。

各区担当者記入欄	受付日 年 月 日 受付担当者
	カードNo. カード交付方法（ ☐ 郵送 ☐ 窓口）

※本用紙に記載された個人情報は、横浜市災害支援ナースの活動に関する用途以外には使用しません。



Yナース 募集案内

(横浜市災害支援ナース)

Yokohama disaster assistance Nurse

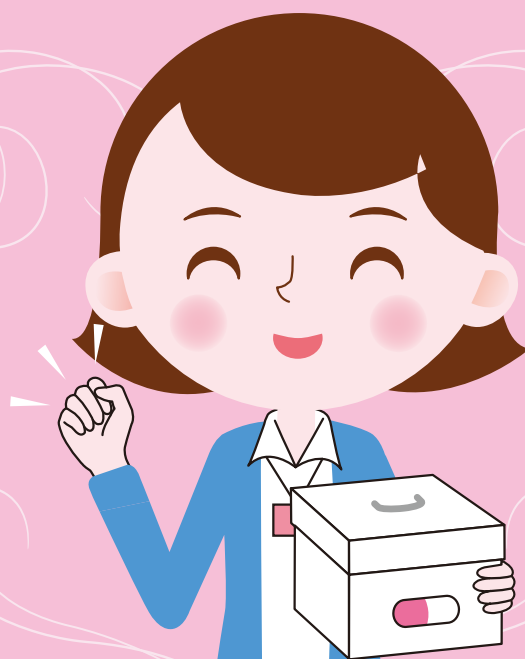
災害時、あなたの力を貸してください。

横浜市では、災害時の医療救護活動を支援していただける看護職を募集し、登録をしています。

Yナースとは？

大震災発生時に、あらかじめ登録された医師、薬剤師、市職員と共に、横浜市防災計画に基づく「医療救護隊」として活動する看護職のことです。活動内容は、区内の避難所等で主に軽症者に対する応急医療を行います。

※活動内容は区毎に異なります。詳しくは各区担当へお問合せください。



登録資格

横浜市に在住または在勤の保健師・助産師・看護師・准看護師の有資格者で、発災時に横浜市各区内の地域防災拠点(指定された小・中学校)等で支援活動ができる方。
(ただし、病院勤務等で、災害時に、職場に参集することになっている方は原則除く)



登録方法

●下記の2つの方法で登録ができます。申請後、受け付けた区役所からYナース登録証をお渡しします。

- ①オンラインによる申請
横浜市電子申請・届出システムにて登録ができます。なお、横浜市電子申請・届出システムにログインが必要です。
- ②登録申込票に必要事項をご記入のうえ、登録を希望する区福祉保健センター福祉保健課へ持参・郵送・Eメール等の方法によりご提出ください。申込票は、区福祉保健課窓口で配付しています。
※市ホームページにも掲載されています。

Yナース登録 電子申請システム



お問合せ

各区福祉保健センター福祉保健課
横浜市医療局救急・災害医療課

TEL 045-671-3932 FAX 045-664-3851



横浜市

発災時のYナースの動き

1

登録希望区において震度**6弱以上**の地震が発生した場合、もしくは震度**6弱未満**で各区役所から要請があった場合、あらかじめ指定された参集場所へ参集します。



2

参集場所でYナース登録証を提示してください。
医師、薬剤師と共に活動に従事していただきます。



Q1 震度6弱以上の時は、必ず参集する必要がありますか？

A 震度6弱以上の場合、ご自身とご家族の安全確保ができ次第できる限り早く参集していただきます。

Q2 震度6弱未満の場合は、どのように要請が来るのでしょうか？

A 震度6弱未満で、各区が要請することを必要と認めた場合は、申込票に登録している連絡先へご連絡します。

Q3 活動の際に、負傷してしまった場合は補償されますか？

A 災害救助法、災害対策基本法等に基づき、補償を受けるために申請することができます。（ただし、補償を受けるには審査が必要です。）

Q4 全国の災害に対し活動を行う「災害支援ナース」（厚生労働省所管）とは違うのですか？

A Yナースの活動は、「横浜市内で災害が発生した際」に「医療救護隊の一員として活動する」ことを目的としています。厚生労働省が所管している災害支援ナースとは別の枠組みです。

潜在看護師の復職をサポートしています

潜在看護師の方が、ブランクがあっても再び医療の現場で活躍していただけるよう復職研修などの情報を提供しています。

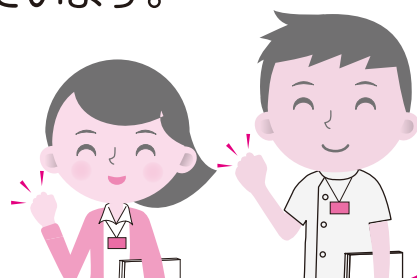
HP:「横浜市 看護職のためのページ」で検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/iryo/seisaku/iryojinzai/kango.html>



お問合せ 横浜市医療局地域医療課

TEL 045-671-2993 **FAX** 045-664-3851



磯子区連合町内会長会資料
令和 7 年 10 月 17 日

自治会町内会長 様

磯子保護司会
会長 川辺 隆
磯子区更生保護女性会
会長 宗像 悦子

「いそご更生保護だより」第 71 号の回覧について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より更生保護活動にご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、本会では更生保護の理解と普及を図るため、「いそご更生保護だより」を発行しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、標記広報紙の回覧についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 送付数： 各自治会町内会 班数

事務担当
磯子区社会福祉協議会 西谷
TEL：751-0739
FAX：751-8608

令和7年度磯子保護司会総会を開催



磯子保護司会 和田 泰治

令和7年5月21日、磯子区福祉保健活動拠点/多目的研修室において、保護司22名の出席に加え磯子区長をはじめ横浜保護観察所など関係者各位ご列席の下、総会を開催しました。

会では例年通り前期の事業・決算報告、今期計画、役員選任などについて審議が行われ、いずれも異議なく承認されました。

会長から今期は地域で一層の更生保護啓発活動を、また課題である保護司担い手不足解消に向けて注力する旨が伝えられ終了しました。

令和7年度磯子区更生保護女性会総会

磯子区更生保護女性会 塩谷 順子



5月21日（水）磯子区長 高橋功様、磯子保護司会会長 川辺隆様等ご来賓にご出席いただき、無事事業報告、事業計画等承認されました。

区長高橋様から「誰もが幸せに住みやすい町磯子をめざし、保護司会・更生保護女性会の皆様の協力がとても重要」とのお話がありました。

更生保護女性会は地域とのつながりや支えあいをいただきながら更生施設や矯正施設等を訪問し理解を深めて参ります。そして、社会の一員として少しでも利用者や青少年の健全な更生の為の支えとなり、寄り添えるような明るい社会作りの為に行動したいと思ひます。

新任保護司挨拶

洋光台地区 坂本 寿子



みなさま、はじめまして。

このたび、保護司として新たな一歩を踏み出すこととなりました。

これまでまちづくりのコーディネーターとして活動してきた経験を生かし、地域の皆さまと共に、だれもが安心して自分らしく暮らせる地域づくりに貢献していきたいと考えております。

新たなスタートラインに立ち、不安もありますが、保護司という大切な役割を託されたことへの感謝の気持ちを胸に、これからの歩みを進めていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたしします。

横浜力行舎 齋藤 太一



この度、令和7年4月1日付けにて保護司の任を拝命いたしました。

更生保護の世界にもともと興味があり、罪を犯した方々が社会の中で少しでも生きやすくなるためのお手伝いをさせていただけたらと思ひ、現在更生保護施設で働いております。支援に携わって3年程度しか経っていませんが、今後も不断に精進していく所存でございます。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

磯子保護司会のホームページがリニューアル!!
ぜひご覧ください。

■保護司の異動（敬称略）

◎新任保護司 坂本 寿子（洋光台地区）
齋藤 太一（横浜力行舎）
令和7年4月1日付

よろしくお願ひします。

◎退任保護司 中村 晴美（磯子地区）
令和7年3月31日付

大変長い間ご尽力ありがとうございました。

編集委員メンバー

～保護司会～

新井 貴 川辺 隆
松原 竹雄 小川 百合子

～更生保護女性会～

宗像 悦子 杉本 房子
小宮 節子 塩谷 順子
小林 まき

※ご意見・ご感想をお寄せください



着任のご挨拶

磯子警察署長 古山 秀和



令和7年3月春に着任しました古山です。磯子保護司会の皆様には、日頃から、警察活動へのご理解、ご協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。さて、当署管内の治安情勢につきましては、今年に入ってから刑法犯認知件数が増加傾向にあり、また、オレオレ詐欺などの特殊詐欺が、警察官を騙ったものなど、さまざまな手口により敢行され多くの方が被害に遭われています。犯罪をなくすためには、検挙活動を強化するとともに、いわゆる「闇バイト」へ応募し、犯罪に加担した若者たちなど罪を犯した者たちの立ち直りを支援し、再犯を犯させない心を醸成することが大切だと思います。それには、皆様の献身的な活動に大きな期待が寄せられています。当署といたしましては、犯罪者を生まない安全で安心な社会を実現していくため、皆様方と強い連携を図り、あらゆる警察活動に邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

磯子保護司会会長 川辺 隆



磯子保護司会会長を受け、2期目に入りました。各々の保護司が活動しやすい保護司会を継続できるように、気持ちを新たにしています。現在区内の保護司は32名いますが、互いに情報を共有し合い、円滑な更生保護活動が継続できますように、共に研鑽を積んでいきたいと考えています。

私たちの主な仕事は保護観察中の対象者と会い、生活や就職に関する相談に乗り、一日でも早く社会に馴染んでもらうために手を貸す事です。そのために、施設や刑務所、対話の方法、断薬の方法などを詳しく知るための研修を続けています。また犯罪や非行を未然に防ぐため、社会復帰をした方達を理解していただくために「社会を明るくする運動」街頭啓発キャンペーン等を実施しています。地元5つの中学校の生徒と引率の先生方、区長、磯子警察署、磯子区社協、磯子区更生保護女性会、磯子西ライオンズクラブの方々に応援をいただいています。

磯子保護司会では4年ほど前から、ホームページを通して様々な情報を発信していますので、ご意見、ご質問などありましたらお寄せください。なお今年度は若いメンバーの活躍で、グーグルサイトからワードプレスにリニューアルされ、より充実した画面になる予定です。ご期待ください。

今年10月には新たに保護司となってくださった3名の方に対して、新人研修会を計画しています。ご活躍を期待すると共に、区内の各町からお一人以上の保護司が出てくださることを念じています。

保護司の活動は地元の皆様の協力がいただけないと実践できません。今後とも側面からのご協力をよろしくお願い致します。

磯子区更生保護女性会会長 宗像 悦子



今年度より会長になりました、宗像です。わからない事が多々ありますが、会員、事務局の方々のお力添えをいただきながら、役目を果たしていきたいと思っています。高齢化に伴い、会員数の減少が危惧されています。皆様方には、様々なイベントに参加していただきながらお話の場を作り、交流を深めていきたいと思っています。

更生保護の大切さ、必要性を理解し、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支え、安心して暮らせる明るい社会になるよう貢献していきたいと思っています。

第75回 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は法務省主唱の下、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くことを目的として行われる全国的な運動です。毎年7月は強調月間・再犯防止啓発月間となっています。

内閣総理大臣メッセージ伝達式

磯子保護司会 小川 百合子
「第75回社会を明るくする運動」を実施するにあたり、内閣総理大臣から発せられたメッセージを7月1日(火)に磯子区役所区長室にて伝達しました。
犯罪や非行の防止を図ると共に、誰もが共に歩める安全で安心な磯子を願い、7月12日に新杉田駅周辺で街頭キャンペーンを実施する旨を、川辺会長が高橋区長に報告いたしました。



新杉田駅 街頭キャンペーン

磯子保護司会 三浦 功
今年は比較的活動のしやすい曇天の下、地元の中学生と共に街頭での啓発チラシ配りや募金活動となりました。最初は「恥ずかしい～」と照れながら声を出していた子たちが、時間が経つにつれてだんだん慣れ、まるでベテランのボランティアのようにキビキビと動き出したのには驚きました。中には、あいさつに自分なりのアレンジを加えて「おはようございます！今日も笑顔で行きましょう！」と元気よく声を掛けていた子もいて、そのユニークさと柔軟さに感心するばかりでした。
未来をつなぐ中学生たちには、今回の経験を通じて、人と関わることの面白さや、誰かを思い遣ることの尊さを感じて欲しいと願っています。もちろん、全員がすぐに「保護司になりたい！」というわけではないでしょうが(笑)、いつかどこかで、今日の体験をふと思い出し、誰かに優しくできる大人に育ってくれたら、それだけで十分です。



薬物乱用「ダメ、ゼッタイ」国連支援募金も行い、総額9,069円の募金が集まりました。ご協力ありがとうございました。



横浜力行舎見学

磯子保護司会 松田 米生
あまり聞きなれない言葉「力行」とは、いわばアクセルペダルを意味しているようです。磯子区丸山一丁目にある横浜力行舎は、帰るべき住居がないなどにより改善更生の保護を必要としている人を宿泊させ、生活指導や必要な援助を行っています。明治期に、ここを創設した有馬四郎助の胸像と対面することから始まり、隣りの甲突寮と司法と福祉の垣根を超えた一体的な支援に取り組んでいる様子を見聞する度に、ここが起点となって、社会全体が明るい方向にアクセルペダルを踏んで行くように思えてなりません。今回も、実に多くのことを学びました。ありがとうございました。



令和6年度港南・磯子保護司会合同研修会を終えて

磯子保護司会 川辺 隆
令和7年3月2日(日)港南保護司会と磯子保護司会の合同研修会が開かれました。新杉田地域ケアプラザの3階多目的室を会場としました。
テーマは設けませんでした。互いの良い点を吸収しようということで、自己紹介、保護司会紹介の後、まず磯子から質問が出され、答えていただきました。港南は部会が細分化しているが、どのような分担になっているか、サポートセンターとして1部屋利用されているが、管理や当番はどのようにしているか等、各担当者からの確かな答えをいただき、大変参考になりました。続いて港南保護司会から質問をいただきました。若手保護司さんからホームページの立ち上げについて、また維持、更新についての困難な点、担当が小人数に限られるのでは…等、次々に質問が出され、前向きな姿勢に関心いたしました。磯子の若手保護司が1つ1つ丁寧に回答していました。因みにホームページの立ち上げを理事会で決定したときには新たにIT委員会を作り、そちらで原案を作成していただきました。3度ほど講師をお招きし、いろいろと方策を教えていただきながらどうにか完成にこぎ着けました。さてもう1件会計についての質問がありました。会計を社協から独立させ、社協さんの手を借りながら執行している状況を説明させていただきました。会話を通して、両会共に厳しい財源の中で活動していることを実感しました。
予定した時間は瞬く間に過ぎ、昼食会場に移動してからも話しは切れず、大変有意義な時間を過ごさせていただきました。今後も交流を深め、互いに情報を交換し合えればと願っています。磯子区内まで足を運んでいただいた港南保護司会の皆様に改めてお礼申し上げます。

リーダー研修

磯子区更生保護女性会 小宮 節子

6月20日(金)65周年更生保護女性連盟リーダー研修会がよこはま新港合同庁舎で開催され、参加しました。神奈川県全域から、会長・副会長あるいはこれに準ずるリーダーの立場にある会員100名が、1班9名の10班に分かれて地区の活動報告と意見交換をしました。研修内容は「ひまわりの譜から紐解く更女活動について」。講師は、歌手の五島つばき様。社会を明るくする運動の応援歌「ひまわりの譜」は、保護司の岩口和義さんが作詞されました。歌は「あなたの愛を信じたい 生きる力の湧き泉 ひまわりの花 世界の輪 心をつなぐ 愛の歌 分け合いましょう いつの日も 明るい笑顔 思いやり 人はみな生かされて生きてゆく」という歌詩です。歌は彼女の素晴らしい声で、皆魅了されました。最後は全員で手話を交えて、大きな声で合唱しました。各地区に帰って更女の会員に伝えていきたいと思いました。

自主研修会及び交流会

磯子区更生保護女性会 三島 裕美

7月4日(金)、磯子センター多目的研修室にて13名の会員が集まり、上記の会が行われました。初めに力行舎の中村施設長(保護司)より施設の説明と活動内容、刑法の一部改訂について講義を受け、その後は質疑応答に移行。更生保護女性会としてできることを話し合いました。施設長から直接お話を伺うことで、施設の現状を知ることが出来ました。また、会員が一堂に会し、お互いの意見を聞くことで交流を深めることが出来ました。
過ちを犯した人が、もう一度人生をやり直すためには社会のあたたかい支えが不可欠です。私たちは、その支えとなる施設や制度をより良いものにしていくとともに、多くの方々に更生保護の大切さを伝えることの必要性を改めて感じた一日になりました。



横浜Aブロック研修

磯子区更生保護女性会 小林 まき

8月15日厳しい猛暑が続き、熱中症警戒アラートが発表されていました。この日、西公会堂でブロック研修が開催され、7地区の会員が集まりました。
はじめに県更生保護女性会会長より、「今年度は更生保護施行80周年の節目の年であります。皆さんが日頃から保護司さんとの連携を深めながら地域活動を進めてきました。一人ではできない事もみんなで同じ目標に向かい、協力し合いながらの活動で、大きな成果を上げてきました。これからも更生保護の心を広め運動の発展に努めていきましょう。」との挨拶がありました。
講演講師・口笛奏者 小國 徹 氏(西保護司) キーボード 佐上 智美 氏
続いて、静かな会場に突然の明るい口笛で会場が一変し、講演とアトラクションの始まり。いつの日か聞いたことのある懐かしい口笛が会場に響き渡り、みんな口笛の音色に魅せられ引き込まれていきました。歌あり、クイズあり、クイズにはみんな真剣に手を挙げていました。豊かな話術に大笑い。一人ひとりの心に栄養が刻まれ、癒しの時間であり、楽しく心地よい研修でした。

寄贈について

磯子区更生保護女性会 杉本 房子

例年事業の一つとして力行舎の花活け(年10回)を行っています。又自立の一助となるよう中古衣類、家庭雑貨を届ける事も始めました。
年末には区内交番、磯子警察署に労いの挨拶に伺っています。又皆さん手縫いの雑巾と新刊本(10~15冊)を少年鑑別所のお届けしています。6年度は会員の提案により中学校の廃棄図書200冊の中から40冊を中古図書として贈ることができ大変喜ばれました。
もう一つ皆さんの年会費の中から1人300円、秋の県更生福祉大会のおり「愛の寄贈」として県下更生施設にお届けしています。
一つ一つは些細な事も集まれば大きな力になると実感しています。



磯子区連合町内会長会資料
磯区社協発第306号
令和7年10月17日

自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市磯子区社会福祉協議会
会 長 小 宮 山 滋

令和7年度「磯子区災害ボランティアセンター設置・運営訓練」
の実施について(依頼)

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本会の運営に対しましてご理解並びにご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、来る11月13日(木)に、標記事業を別紙チラシのとおり開催いたします。

つきましては、「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」のチラシを掲示いただける場合は下記事務局までご一報くださいますよう、お願い申し上げます。

1. 掲示期間 ～令和7年11月13日(木)まで

2. 内 容 行 事 名：磯子区災害ボランティアセンター設置・運営訓練
日 時：令和7年11月13日(木) 13:30～15:00
場 所：磯子センター 体育館
 (磯子区磯子3-1-41)

3. 事 務 局 磯子区社会福祉協議会
 担当：小林
 電話：045-751-0739

令和7年度

「磯子区災害ボランティアセンター 設置・運営訓練」のご案内

(この事業は赤い羽根共同募金を財源にした「磯子区ふれあい助成金」の配分を受けて実施しています。)

いつ起きてもおかしくない災害。いざ、災害に備え、より実際に近い実践的な訓練を目指します。
皆さん、一緒に訓練しませんか。皆様の参加をお待ちしています。

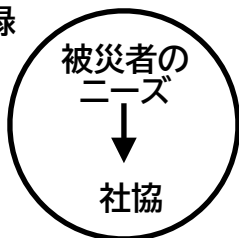
磯子区災害ボランティアネットワーク 代表 森本 美知子



ボランティア
受入れ・登録



情報収集・
提供



ボランティアとニーズ
のコーディネート



ボランティア活動
の説明と派遣



ボランティア
活動



参加するとわかること・ 体験できること

「災害ボランティアセンター」って
何？何するの？どこにあるの？

どうしたら災害ボランティアへの
依頼ができるの？

どうしたら災害ボランティアとして
活動できるの？



日時：11月13日（木）13:30 ～ 15:00

上記時間内にいつでもご来場ください。所要時間は30分程度です。

会場：磯子センター体育館（磯子区磯子3-1-41）

主催：磯子区災害ボランティアネットワーク・横浜市磯子区社会福祉協議会

後援：磯子区役所

問合先・連絡先：区社協 担当：小林 電話 045-751-0739

FAX 045-751-8608

受付時間 平日9時～17時



「ちょっとした工夫で変わる！こどもとの関係づくり」 ～今どきの子育てに必要な“こころの視点”～

近年、青少年を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、こどもたちの抱える課題も多様化してきています。心理学の専門家として、多くの困難事例と本気で対峙してきた秋山邦久氏が、どんな手法を用いて保護者・子どもと接しているのか、惜しみなくお届けします！

令和8年**1月30日(金)**
14時～16時 (受付:13時30分～)

磯子公会堂 | 磯子区磯子3-5-1
磯子区総合庁舎1階

講師



秋山 邦久氏

常磐大学人間科学部心理学科教授

不登校や引きこもりのケースに関する数多くの相談実績を持ち、
現在は越谷心理支援センター顧問として活躍中

申込みはこちらから



託児保育・要約筆記有

※託児保育希望の方は、1月16日(金)
までにお電話にてご相談ください。

秋山先生の講演を体験した方の声

- ・ 2時間笑っぱなしでした
- ・ 説得力がすごい！
- ・ 明日から使えるスキルを教わりました



参加無料

【主催】 磯子区役所・磯子区青少年育成協議会（事務局 磯子区役所地域振興課）

【問合せ先】 磯子区役所地域振興課

電話：045-750-2393

磯子区役所こども家庭支援課

電話：045-750-2529

調停手続相談会

予約不要

調停制度とは
どのようなものなの？

調停の利用には
どんな手続きが必要？

調停を進めていくための
具体的な方法は？

不動産

近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題

離婚・婚姻費用・養育費等



このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。（秘密は厳守します）

○当相談会で直接紛争解決をはかるものではありません。
また、税務や法律の相談会ではありませんのでご注意ください。

○感染対策のため、発熱や体調不良時には、来場をお控えください。

申込： 予約不要・当日会場で受付

日時： 令和7年11月15日（土）10：00～15：30 ※受付終了 15：00

場所： かながわ労働プラザ

- JR根岸線 石川町駅 北口（中華街口）より徒歩3分
- JR根岸線 関内駅 南口より徒歩13分
- 横浜市営地下鉄 関内駅 1番出口より徒歩15分
- 横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅 2番出口より徒歩14分

主催： 公益財団法人 日本調停協会連合会
横浜民事調停協会 横浜家事調停協会
神奈川民事調停協会 保土ヶ谷民事調停協会

後援： 最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所
横浜市民局



問合せ先： 横浜地方裁判所 総務課庶務第二係 045 - 664 - 8778

横浜家庭裁判所 総務課庶務係 045 - 345 - 3505